

## 守口市市民協働指針（素案）

「ようこそ」の守口へ 住みたいまち守口へ

平成25（2013）年10月

守 口 市

## 目 次

### 本 編

はじめに	1
第1章 守口市の協働とは	2
1 守口市が協働指針を策定する意義	2
(1) 守口市の地域課題への対応	2
(2) 市民の主体的参加によるまちづくり	2
(3) 市民・行政の協力関係の強化	2
2 守口市における「協働」	4
(1) 協働とは	4
(2) 協働の主体 (図表1-2参照)	4
(3) 協働の領域 (図表1-3参照)	4
(4) 協働の形態 (図表1-4参照)	6
(5) 協働のルール (図表1-5参照)	6
(6) 協働の進め方 (図表1-6参照)	8
第2章 守口市の協働の「現状の課題」と「取り組みの方向性」	10
1 守口市の協働の概況	10
(1) 現状	10
(2) 課題	10
2 主体別の「現状の課題」と「取り組みの方向性」	13
(1) 市行政	13
(2) 市民団体	14
(3) 市民個人	19
3. 事業別の「現状の課題」と「取り組みの方向性」	20
第3章 守口市の協働のまちづくりの推進に向けて	25
1 守口市の協働のまちづくりの取り組みについて	25
(1) 「協働」についての理解と意識向上(講座、研修等)	25
(2) 交流会と場の提供(新たな連携、まちづくり拠点等)	26
(3) 情報の共有(広報、広聴等)	26
(4) 協働のまちづくり・協働事業の支援(助成等)	26
(5) 施策の実現に向けた検討事項	27

## 図表目次

図表1-1	守口市人口推計	3
図表1-2	協働の主体	5
図表1-3	協働の領域と事業例	5
図表1-4	協働の形態	7
図表1-5	協働のルール	7
図表1-6	協働の進め方	9
図表2-1	守口市の協働事業	11
図表2-2	守口市の公民館活動	15

## 資料編

1	守口市の市民団体	29
	図表資-1 守口市の町会・連合町会	29
	図表資-2 守口市の自治会・町会地図	30
	図表資-3 守口市のNPO法人	31
	図表資-4 守口市の公民館及びNPO法人所在地図	32
	図表資-5 守口市のボランティア登録団体	33
2	市民協働指針策定に関する調査結果	34
	I 調査の概要	34
	1. 調査の目的	
	2. 調査の方法	
	3. 回収状況	
	4. 報告書の見方	
	II 調査の結果	35
	用語集(作成中)	44



## はじめに

---

守口市では、平成 32 (2020) 年度までを対象期間とする「第五次守口市総合基本計画」で、将来都市像の実現に向けて「市政への市民参加・参画を進め、市民の意見や要望を市政に反映できる仕組みづくりを進めるとともに、市民協働の基盤づくりに取り組む」という基本方針を掲げています。

ただ、「協働」という言葉の意味は幅広く、人によって認識や理解が異なることも少なくありません。そこで、守口市における「協働」の方向性について市民と市行政が共通理解を持ち、それぞれの特性を活かしながら対等な関係を築き、ともにまちづくりに取り組むことができるよう、「協働」の考え方や進め方など基本的なことから定めた「市民協働指針」を策定することとしました。

そのため市では、平成 25 (2013) 年度に「守口市市民協働指針策定委員会」を設け、市民参画の下で「市民協働指針」の策定に向けた議論をスタートさせたところです。同委員会では、市長からの諮問に対し、これまで 5 回にわたり活発に意見交換を重ねてきましたが、回を追うごとに、委員の間には、この指針を「守口というまちの特長を反映した『守口市らしい指針』としたい」、また、「守口市が現在直面している様々な地域の公共的な課題を、『協働』を活かして解決しようとしたときに、市民や市職員など多くの関係者にとって大いに『使える指針』としたい」という思いがみなぎってきました。

市民の生活を暮らしやすくするため、今日も様々な分野にわたり市政は休みなく展開しています。長年守口市に住まい、地域の活動に取り組みされてきた市民の皆さんにとっては、ますます「住みたいまち守口」となるように、また、最近、新たに守口に来住された市民の皆さんには「ようこそ」の精神でお迎えし、この守口のまちの未来をより良いものとするために、ともに「協働のまちづくり」に取り組んでいきたいと思えます。

この「指針(素案)」が、地域活動に歴史のある「守口の特長」をさらに伸ばし、現在の守口の課題解決に役立つ、「使える」指針としてまとまりますよう、パブリックコメントに皆様の積極的なご意見をお寄せください。

# 第1章 守口市の協働とは

---

## 1 守口市が協働指針を策定する意義

地域課題を解決するための守口市の協働の基本原則の共有

### (1) 守口市の地域課題への対応

人口減少、少子高齢化の流れは加速しつつあり、国の人口推計に基づき守口市の将来推計人口の推移を見ると、平成12(2000)年の15万人台から、平成42(2030)年には12万人台になることが予想されています。

こうした人口減少への的確な対策をはじめ、守口市では現在、様々な地域の公共的課題に直面しており、その解決が求められています。

例えば、近年、市政の運営にあたり議論が交わされている問題として、子どもの安全確保などの安全安心対策、ごみ問題や空き家などの生活環境対策、保育所の待機児童や妊婦健診などの子育て支援、特色をいかしたまちの活性化や商工業の活性化、いじめ、体罰などの教育関係の対策、障がい者・障がい児の居場所づくりや自立支援、働く世代の定住対策、さらに災害時の被災者支援、自主防災組織づくり、浸水対策等の防災対策などが挙げられます。

これらの課題は多様化し専門化しているだけでなく、相互に複雑にからみあっており、市行政が率先して取り組むことはもとより、市民の知恵と力を結集して課題解決に向けて積極的に対応することが必要になっています。

「協働」は、こうした地域課題に対応するための有力な手段となり方法として活かせるものです。

### (2) 市民の主体的参加によるまちづくり

地域のまちづくりにおける、多様化する市民ニーズや地域課題の解決においては、市民個人の努力にも、画一的な行政サービスによる対応にも限界があります。

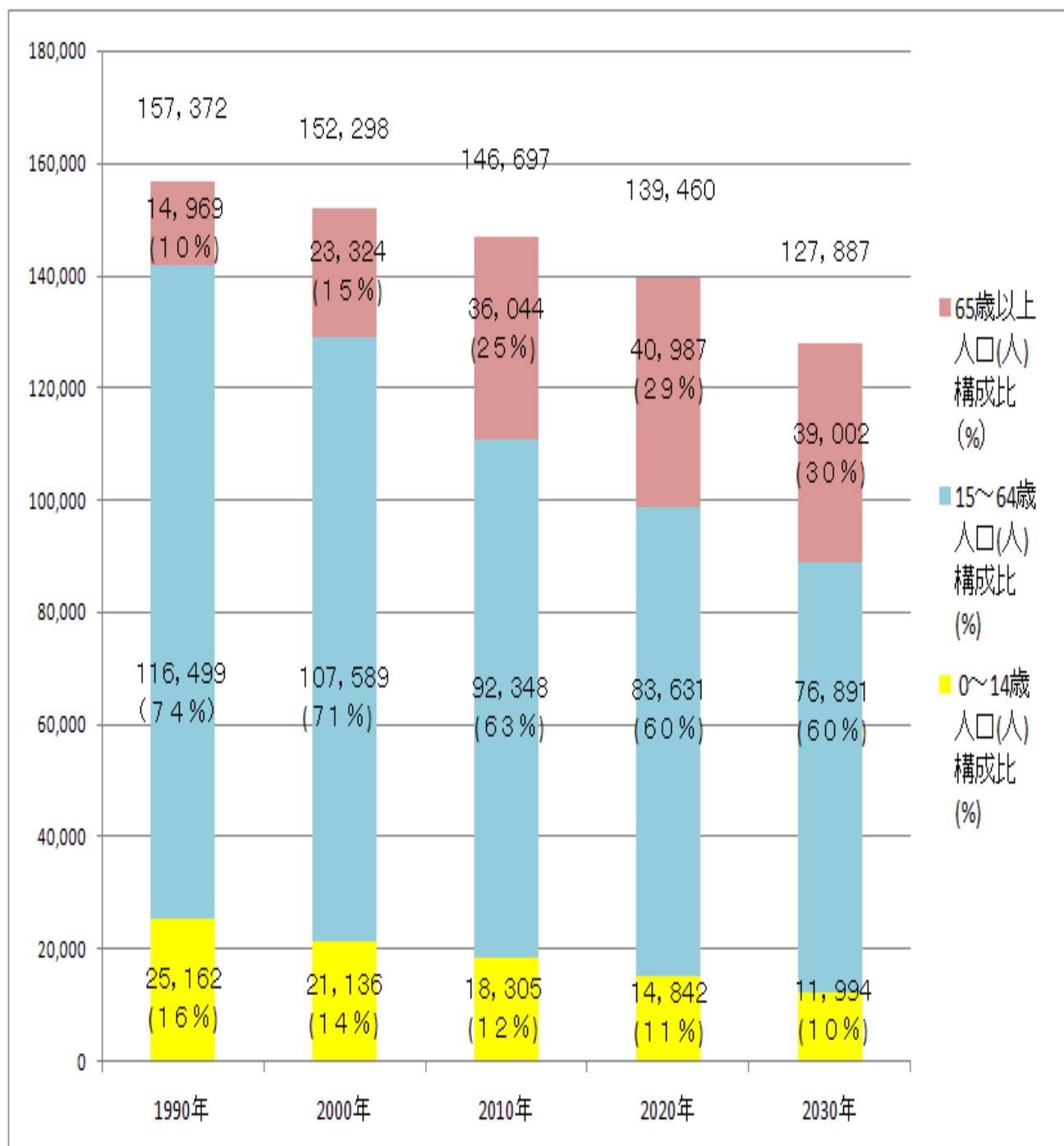
指針の策定により、地域で活動する市民団体の活性化、若い世代や定年退職者、女性の参加促進、さらには新たな連携の創出や強化により、市民の主体的参加が促進され、多様な市民ニーズに対応することが可能になることが期待されます。

### (3) 市民・行政の協力関係の強化

守口市では、多様化する地域課題に対応して、市民と協働する取り組みを進めてきました。一方でこれまで行政が担ってきた公共サービスに、地域の自治会・町会、NPO法人をはじめとした市民団体などが参加するようになってきています。

しかし、市民と行政が協力して取り組むための仕組みはまだ不十分です。指針の策定により、市民と行政が協働について共通の認識を持ち、それぞれの違いを活かし、協力関係を強化してまちづくりに取り組むための基本的なことがらを定めることが必要です。

図表 1-1 守口市人口推計



(注) 実績は国勢調査。推計値は日本の地域別将来推計人口〔平成 25 年 3 月／国立社会保障・人口問題研究所〕

## 2 守口市における「協働」

### (1) 協働とは

本指針でめざす「協働」とは、  
「多様な市民や行政が、地域の公共的な課題の解決など、同じ目的のために協力して行動すること」とし  
とします。

「協働」によって、単独の主体では到達できない価値や成果を目指します。

単なる相互補完の関係ではなく、「協働」することでさらなる価値や成果が生み出されることを意味します。

### (2) 協働の主体（図表1-2参照）

本指針における協働の主体は、市民が行政と協力して公共サービスを提供するという観点から、「市民」と「行政」が基本となります。このほか、「市民」と「市民」の協働が進むことで、公共的領域の活動が活発化することもあります。また、「市民」には個人としての市民を含みますが、行政との協働の主体は、さまざまな市民団体であることが多いでしょう。

「市民」のうち公共的な活動を担う「市民団体」は、大別して、「地縁団体」、「地縁・テーマ型団体」、「テーマ型団体」に分けることができ、この他、「事業者等」があります。

市民個人あるいは個々の事業者については、事業に応じて組織・事業に参加すること、あるいは組織化することで協働の主体になり得ると考えられます。

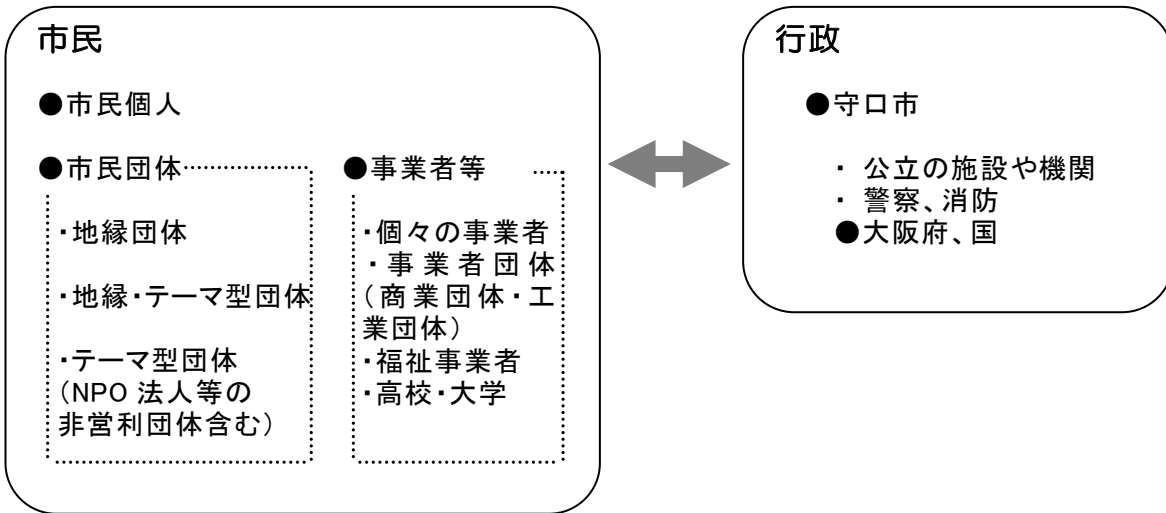
「行政」は、テーマごとの多様な部局を含んだ守口市をはじめとする行政機関を指します。

### (3) 協働の領域（図表1-3参照）

本指針における協働の領域は、「①市民主体の領域」と「⑤行政主体の領域」を除いた「②市民主導の領域」と「③市民・行政対等の領域」、そして「④行政主導の領域」の事業とし、この領域について、連携・協力・支援の関係を点検して、よりよい関係を構築するものとします。

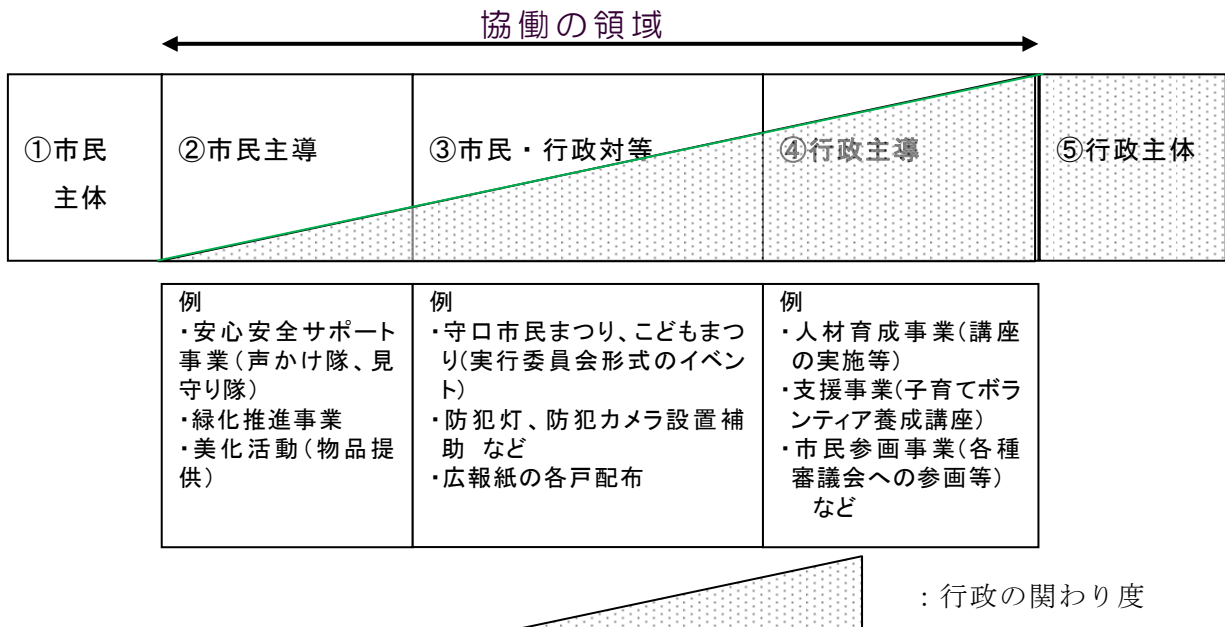


図表 1-2 協働の主体



- 地縁団体** : 居住地域などを基に相互扶助などを行う団体 (自治会・町会)
- 地縁・テーマ型団体** : 地域を単位とする特定分野の活動団体 (公民館地区運営委員会、地区福祉委員会、老人クラブ、こども会、防犯委員会など)
- テーマ型団体** : 子育てや環境などの特定の分野に関して活動を行う団体 (NPO 法人、ボランティア団体など)

図表 1-3 協働の領域と事業例



#### (4) 協働の形態（図表1-4参照）

「協働」の形態は、「共催」、「後援」、「委託」、「補助・助成」、「事業への協力」、「アドプト制度」、「企画・立案等への参画」などに分けられます。

「共催」とは、複数の主体が、ともに主催者となって、実行委員会を組織するなど役割を分担しながら事業を実施するものをいい、これに対して「後援」は、他の主体が取り組んでいる事業に対し、団体の名義を提供し、事業の社会的信頼性が増すように支援を行うものをいいます。

「委託」は、設定された事業の目的や内容に基づいて契約し事業の実施あるいはサービスの提供を行うものをいい、「補助・助成」は、公益的な活動を行う団体の事業に対して、行政などが支援的な立場から資金提供を行うものをいいます。

「事業への協力」とは、市や他の主体が実施する事業について互いの目標や役割分担を取り決め、協力し合って行うものをいい、「アドプト制度」とは、団体が実施する美化活動や緑化活動について、市と協定を結び、市が看板の設置、物品の提供、ごみの回収などを行うものをいいます。

また、「企画・立案等への参画」とは、公共政策の新たな立案や見直し、また新たな事業の企画を団体と行政がともに関わって行うものをいいます。

#### (5) 協働のルール（図表1-5参照）

「協働」の主体となるためには、市民と行政の間で一定のルールづくりが必要となります。

「市民と行政の対等性」とは、どのような協働の取り組みにおいても、対等な立場であることを念頭におくことであり、「情報公開・情報共有」は、取り組みや活動、考え方などを公開し、共有できるようにすることをいいます。

「相互理解」は、お互いの違いを認識し、そのうえで前向きに進むことができるように考えることであり、「自主性・自立性尊重」は、お互いの自主性を尊重し、主体性を欠いた依存関係にならないように、自立性を確保することを指します。

「目的の明確化と共有」は、取り組みの際には、お互いが話し合っ目的を明確にするようにすること、「役割分担」は、お互いの特徴を理解したうえで、お互いができることを役割分担すること、「相互啓発」は、お互いの取り組みを通じて、お互いの良さを認識し、気づきあうことで、相互啓発をはかることです。

そして、「評価・検証」とは、協働で行なった活動の成果や課題について、評価し、ルールに基づいているかどうか検証を行なうことで、次の取り組みにつなげていくことを意味しています。

図表 1-4 協働の形態

形態	内容
共催	複数の主体が、ともに主催者となって、実行委員会を組織するなど役割を分担しながら事業を実施するもの
後援	他の主体が取り組んでいる事業に対し、団体の名義を提供し、事業の社会的信頼性が増すように支援を行うもの
委託	設定された事業の目的や内容に基づいて契約し事業の実施あるいはサービスの提供を行うもの
補助・助成	公益的な活動を行う団体の事業に対して、行政などが支援的な立場から資金提供を行うもの
事業への協力	市や他の主体が実施する事業について互いの目標や役割分担を取り決め、協力し合って行うもの
アドプト制度	団体が実施する美化活動や緑化活動について、市と協定を結び、市が看板の設置、物品の提供、ごみの回収などを行うもの。
企画・立案等への参画	公共政策の新たな立案や見直し、また新たな事業の企画を団体と行政がともに関わって行うもの

図表 1-5 協働のルール

市民と行政の対等性	どのような協働の取り組みにおいても、対等な立場であることを念頭におく。
情報公開・情報共有	取り組みや活動、考え方などを公開し、共有できるようにする。
相互理解	お互いの違いを認識し、そのうえで前向きに進むことができるように考える。
自主性・自立性尊重	お互いの自主性を尊重する。主体性を欠いた依存関係にならないように、自立性を確保する。
目的の明確化と共有	取り組みの際には、お互いが話し合っ目的を明確にするようにする。
役割分担	お互いの特徴を理解したうえで、お互いができることを役割分担する。
相互啓発	お互いの取り組みを通じて、お互いの良さを認識し、気づきあうことで、相互啓発をはかる。
評価・検証	協働で行なった活動の成果や課題について、評価し、ルールに基づいているかどうか検証を行なうことで、次の取り組みにつなげていく。

## (6) 協働の進め方(図表1-6参照)

協働の進め方は、次の①から⑥のように、いくつかの段階に分けて考えることができます。

①から②を経て、具体的な協働事業に取り組むことにより、③から⑥は協働事業を「PDCAサイクル」に則って推進していくことを示しています。

### ① 協働の相手と知り合う、話し合う

思いついた個人が仲間を募り、行政、団体などと知り合い、じっくり話し合います。必要に応じて仲間を集め、専門家のアドバイスをうけます。

### ② 協働の目的を共有する

協働の相手と、協働のルールを確認しながら、十分話し合い、目的の共有をめざします。

### ③ 協働事業を計画する

目的を達成するために、自らできること、協働の相手に求めることなどを、じっくり話し合い、予算、広報など、必要な事項を決めます。役割分担、責任分担を考えます。

### ④ 協働事業を実施する

協働事業を実施します。記録を残します。会計など事務的な処理も実施します。

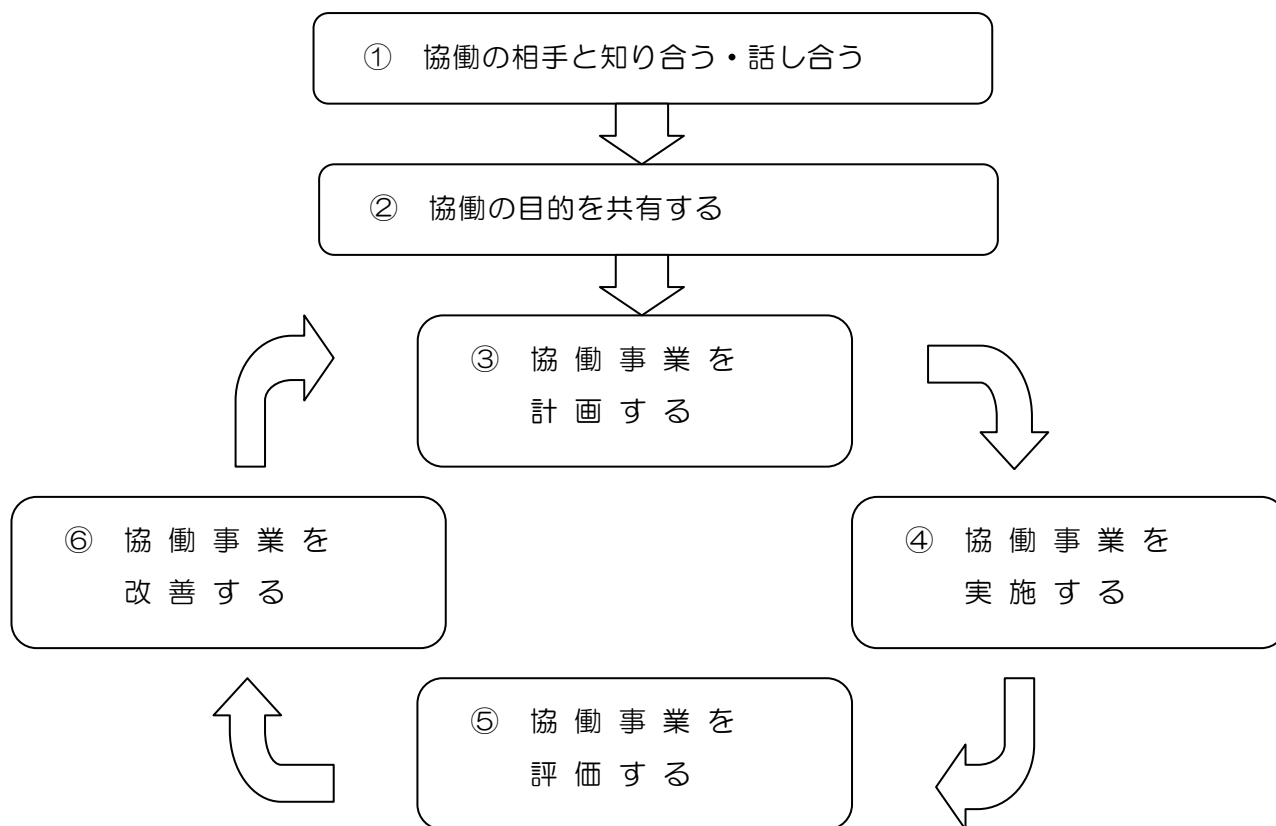
### ⑤ 協働事業を評価する

目的が達成されたかどうか、協働が円滑に行なわれたかどうかなど、確認し合い、次回に向けての修正事項などを関係者で共有し、記録に残します。

### ⑥ 協働事業を改善する

評価にもとづき、協働事業(施策)の目的の確認を行い、計画し、実行します。

図表1-6 協働の進め方



## 第 2 章 守口市の協働の「現状の課題」と「取り組みの方向性」

### 1 守口市の協働の概況

#### (1) 現状

本市は、昭和 30（1955）年代の高度成長期から人口の流出入を繰り返してきましたが、その人口動態が次第に落ちつき、市民の定住志向も高まりつつある中で、自治会・町会をはじめ、各種の団体やサークルが、多様な活動を展開してきました。

特に公民館活動は、昭和 30 年代から、人口急増と企業の進出など、地域・集落の歴史的な変容により、新たなコミュニティ施策の必要性が高まったことに対応して、地域のスポーツ・文化活動、交流活動など、地域における社会教育の拠点としての役割を担ってきました。

地縁的な活動としては、自治会・町会を中心として、運動会、盆踊り、登下校の見守り、清掃活動などが行われています。

また、平成 13（2001）年には幼稚園から中学校までの子どもたちを地域で見守る目的で、各中学校校区ごとに連携推進協議会が設置されました。その中では、大阪府で養成講座を受けた地域コーディネーターが、団体同士の調整役としての役割を担っています。

これらの地域における活動は独自に行なわれることも多く、地域における人間関係は希薄化しています。また、地域で活動する方は高齢化してきています。

以上のような背景もあり、守口市では、広報紙の発行、エフエムもりぐちの運営、市ホームページ、ふれあい講座やタウンミーティング、さらに「市民の声」などを通じて情報の提供と市民ニーズの把握に取り組んできました。

#### (2) 課題

今後、人口減少・少子高齢化が加速する中、地域における人間関係の希薄化が懸念され、行政だけでも、市民だけでも解決できない課題への対応がますます必要になってきます。

市民と行政の情報共有は必ずしも十分とは言えず、特に協働に関する意識は双方ともに成熟しているとは言えない状況です。

守口市の課題解決のために、積極的に市民・行政間の情報共有を図って協働についての認識を向上させ、現在協働している取り組みについては検証と改善を進め、協働していない取り組みについては、協働を有効に使うことで、効果的なまちづくりを進めることが求められています。

図表2-1 守口市の協働事業

協働の形態	事業の内容	市と団体の取り組み内容
共 催	こどもまつり	子ども達が生き生きと遊べる場を作り出す催しを各種団体の協力により開催する。
	体育スポーツ振興事業 (総合型地域スポーツクラブ・コアラスポーツクラブ)	守口小学校体育館利用クラブと連携し、地域から多種目(10種目)のスポーツに参加できる総合型スポーツクラブとして、地域組織(自治会など)と連携したイベントを行う。
	体育スポーツ振興事業 (守口市生涯スポーツディレクター協議会)	生涯スポーツの推進、レクリエーションスポーツの普及を目的にニュースポーツ講習会を行う。
	教育 男女共同参画学習会	公募市民が、男女共同参画学習会の講座の企画運営を公民館と共催で行う。
	教育 おはなし劇場など	ボランティア団体が、子育て支援事業の企画運営を公民館と共催で行う。
後 援	市民まつり	実行委員会(各種団体等で構成)が組織され、各イベントの企画運営を行い、市は、実行委員会の事務局として予算の管理等を行う。
委 託	公園の便所などの清掃委託	契約を結んだ団体(自治会、町会等)が公園の便所等の清掃を行う。
	広報紙の各戸配布	自治会、町会等の協力で各家庭へ配布している。
	老人スポーツ大会	守口市老人クラブ連合会に委託し、事業を行う。
補助・助成	防犯灯の設置、電灯料補助	防犯灯を設置、管理する自治会等に対して、新設や取替、電灯料の補助金を交付する。
	防犯カメラ設置補助	街頭犯罪件数の多い地域で防犯カメラを設置する自治会等に対して補助金を交付する。
	地域集会所の助成	自治会・町会が管理する地域集会所への助成金を交付する。
	公民館活動推進委員会	公民館地区運営委員会やサークルの代表者、市民などで公民館ごとに組織され、事業の企画運営を行う。
	学校支援本部事業	学校の求めに応じた教育支援活動 学習補助、図書の整理、環境整備、登下校の見守りなど、学校支援コーディネーターと学校支援ボランティアの協力により教育活動を行う。

協働の形態	事業の内容	市と団体の取り組み内容
	地域自主防災会	地域において立ち上げられた自主防災組織。消防、警察、水道局、日赤、市と協働で防災訓練を実施する。 市は、防災資機材を貸与し、3年目以降は、自主防災会で自ら管理する。
事業への協力	公園、近隣道路などの清掃活動	市に登録した団体が、公園、近隣道路等の清掃活動を行う。市はゴミ袋や清掃用具の提供とゴミの回収を行う。
	公園などの緑化推進活動 (緑・花グループ)	市と協定を結んだ緑化団体(町会等で構成)が、緑・花協会から花の提供を受け公園等の花壇の管理を行う。
	違反簡易広告物除去活動(はがしたい)	市が認定した団体(主に町会など)に認定書を交付。市が必要な道具を貸し出し、団体が違反広告物を撤去する。
アドプト制度	アドプト・ロードプログラム(対象:府道)	府と提携した地域・企業等の団体が、自主的に清掃や緑化等のボランティア活動を行う。 市はごみの回収を行う。
人材の育成支援	子育て支援センター事業における保育ボランティア養成講座	市は、保育ボランティアの養成講座を実施。 保育ボランティアは、子育て講座や託児の保育ボランティアの活動を行う。
	ファミリー・サポートセンター事業における協力会員養成講座	市は、協力会員養成講座を実施。 受講修了者は、地域の子育てを助け合う。
企画・立案等への参画	パブリックコメント	市民意見聴取のため、平成24年度パブリックコメント要綱を制定した。
	各種審議会への市民公募	近年では、各種審議会に公募による市民委員を加えることが一般的となっており、市民公募委員の選定にあたっては、守口市男女共同参画推進計画に基づき登用率30%を目標に女性委員の積極的登用に努めている。
	中学校区連携推進協議会	各小・中学校・幼稚園・地域各種団体等の連携による異世代・地域交流のイベントを開催する。
	公園整備事業	市がワークショップを開催し、近隣住民の意見を基に公園の整備を行う。
その他	広報・広聴	広報紙、エフエムもりぐち、市ホームページ、ふれあい講座やタウンミーティング等による市政に関する情報提供。 ホームページや各公共施設に寄せられる「市民の声」等を通じた市民ニーズの把握。
	NPO、自治組織を対象とした交流会や講座の実施	市内で活動する市民やNPOなどを対象に交流会や講座を実施。



## 2 主体別の「現状の課題」と「取り組みの方向性」

次に、協働のまちづくりに取り組む上で、主体別に、現状からうかがえる課題と、今後の取り組みの方向性について、(1) 市行政、(2) 市民団体、(3) 市民個人に分けて述べます。

### (1) 市行政

#### ①現状の課題

市行政は、図表2-1にも掲げたように、現在、協働のまちづくりに関連して、こどもまつりやスポーツイベントの共催、市民まつりの後援と事務局機能の提供、公園清掃などの委託、防犯灯の設置などの補助・助成、保育ボランティア養成講座などの人材育成・支援などの取り組みを行っています。

これらの既存の事業は、協働事業とすることができるものですが、既に行なわれているこれらの事業が協働事業であると認識していない事業課や団体が多く存在しています。つまり、「協働」の意味について理解が進んでいないために、市民同士、市民と市行政、さらに市行政の部課同士でも、まちづくりに協働で取り組むという意識が希薄であるのが現状です。

#### ②取り組みの方向性

上のような現状の課題に対して、次のような取り組みの方向が考えられます。

#### ア. 市民協働に関する理解と認識の向上

職員の協働に関する理解と意識を向上させていくことが重要です。

#### イ. 市民団体との連携の強化

市民活動団体との情報交換の機会づくりなど、連携を強めていく必要があります。

#### ウ. 情報の適切な提供

行政情報や協働の取り組みを、市民にわかりやすく提供していくことが必要です。

#### エ. 協働の取り組みの点検と助成制度の充実

協働の取り組みが効果的に実施されているかどうかの点検と、助成制度等の充実・創設など、市民活動を活発化させるための資金面の支援も必要です。

#### オ. 活動拠点の確保等

活動拠点の確保や、声をかけやすい窓口の雰囲気づくり、会議の時間帯を勤労者に配慮するなど、施設や運営のあり方についての再検討も必要になっています。

## (2) 市民団体

### ①現状の課題

#### ア. 概況

守口市は古くから地縁団体（自治会・町会活動）、地縁・テーマ型団体（教育・福祉・防犯などの活動）を中心とした住民活動が盛んで、地域における様々な行事や課題解決などに取り組んできました。

近年はこれらに加えて様々なテーマ型団体（NPO等）が活動を進めており、サービスを受けるだけでなく、提供する当事者としての活動も広がりを見せています。

しかし、人材不足や、協働についての認識の違い、他団体や行政との情報共有の不足、活動資金の不足といった状況があります。

また、自治会・町会活動への参加率は低く、さらに、活動しようと思っても、その相談窓口などの受け入れ体制が、市民団体や行政ともに十分とはいえないという問題があります。

今後は、例えば「ようこそ」という言葉に代表されるような、市民個人が活動に参加しやすくなるための受け入れ体制や、人材の確保のための取り組み、団体としての活動の検証と改善を図り、協働についての共通認識を向上させ、より一層の参加意識の向上を進めるとともに、協働に関する情報公開と情報共有を図っていく必要があります。さらに活動資金の確保のための方策も求められています。

#### イ. 地縁団体

##### (ア) 自治会・町会 （参照：図表資-1、2）

守口市の自治会・町会は、地縁的な農村集落のつながりが強かったのですが、昭和30（1955）年代から始まる人口急増の時代を迎え、急速に組織化が進みました。

現在、自治会・町会は183団体あり、その中の一部の自治会・町会により13団体の連合組織が形成されています。また、自治会・町会組織のない地域もあります。

主な活動は、子どもの登下校の見守りや、年末夜警、防災訓練などの安全・安心活動、地域の親睦を深めるためのイベントなど多様な活動が行われています。

市の助成金は、地域集会所（106カ所）の一部に助成しています。

連合、単体自治会・町会で、自主活動する団体や、公民館運営委員会の活動に参加する団体など、地域によってさまざまな活動の実態があります。

## ウ. 地縁・テーマ型団体

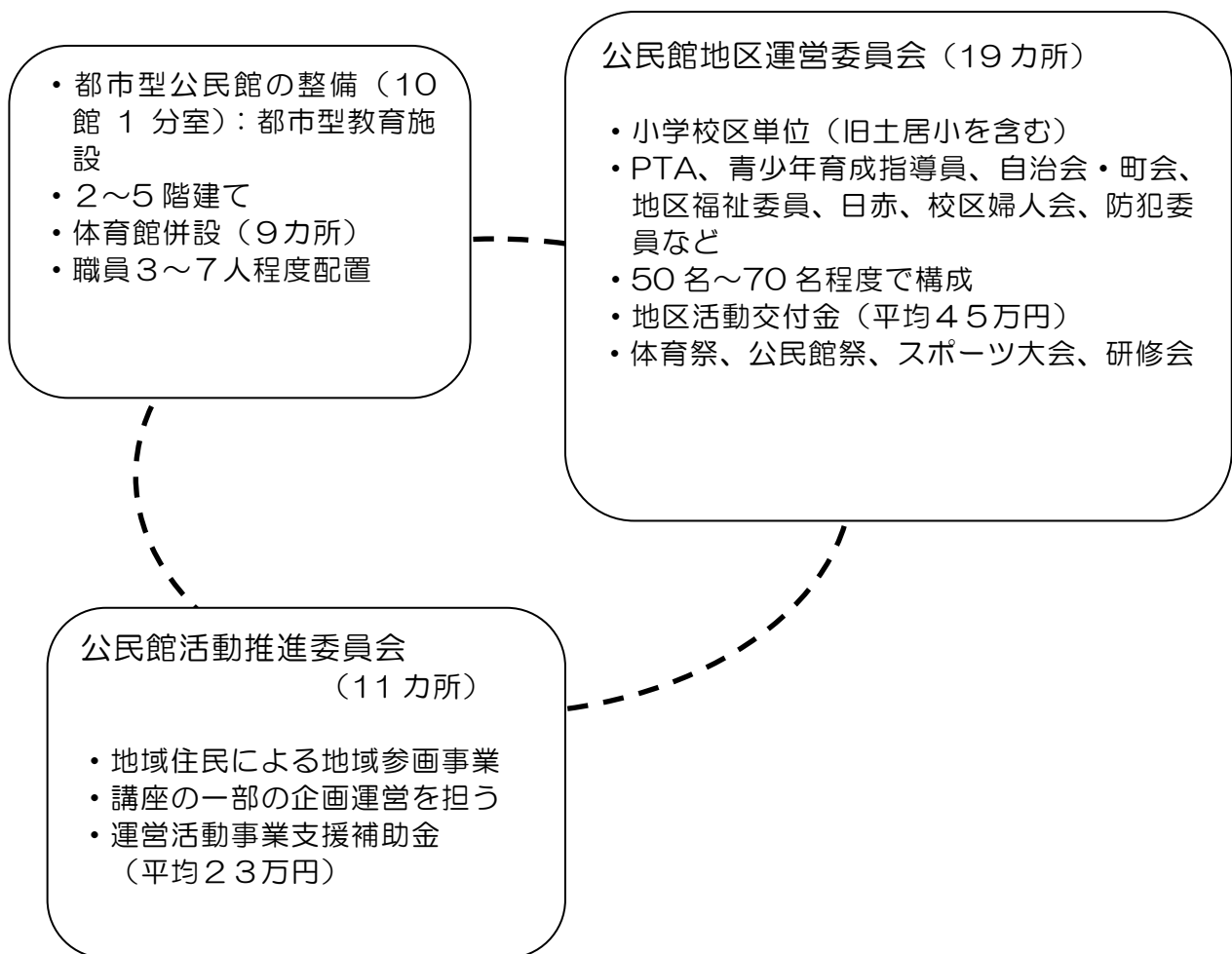
### (ア) 公民館地区運営委員会

平成25(2013)年6月末現在、市内に11カ所(10館1分室)の公民館があり、小学校区単位で「公民館地区運営委員会」が設置されています。守口市では、昭和23(1948)年10月に公民館設立総会が開催され、東橋波分館が設立して以来、昭和25(1950)年に守口市立公民館が開館し、市民の交流と学習の拠点である社会教育施設として整備が進み、昭和30(1955)年代の高度成長期を経て昭和62(1987)年に10館1分室の体制が整い現在に至っています。

公民館地区運営委員会は、小学校区ごとにPTA、青少年育成指導員、自治会・町会、福祉委員、防犯委員などの各種団体に所属する50~70名程度で構成される団体で、体育祭、公民館祭、講座などの活動を自主的に行っています。

自治会組織が確立されていない所もあるため、地区運営委員会が、行政から住民への説明などの地域の窓口となっています。

図表2-2 守口市の公民館活動



## **(イ) 地区福祉委員会**

地区福祉委員会の主な活動は高齢者などの見守り、声かけなどの個別の援助活動やいきいきサロン、ふれあい教室などを開催して一人暮らしの高齢者などが交流する場に取り組むグループ援助活動、地域包括センターとの協働による介護予防講習会を実施しています。

子育て支援や、障害者の支援など、地域の福祉全体の活動に取り組んでいます。

## **(ウ) 老人クラブ**

老人クラブ連合会に所属する老人クラブは、平成 25 (2013) 年度で単位老人クラブ数 125 クラブあります。

毎年 9 月の敬老月間には「いきいきふれあい祭」(演芸会及び美術作品展入賞者の作品展示) や健康ウォーキングやスポーツ大会を市と協働で行っています。

地域では、地域福祉活動(友愛訪問、高齢者サロン、清掃奉仕、寝たきりゼロ推進運動)、世代間交流などの活動を行っています。

## **(エ) こども会**

青少年育成指導員会を中心に、キックベースボール大会、駅伝大会など青少年の健全育成のための活動を市と協働で行っています。

地域では、小学校区ごとや自治会、町会ごとなどさまざまな形で形成されていますが、サマーキャンプやクリスマス会など校外における遊びを通じ、子どもたちを育てるための活動を行っています。

## エ. テーマ型団体

### (ア) NPO法人等 (参照：図表資－3、4)

守口市における特定非営利活動法人（以下「NPO法人」）は、平成13（2001）年から設立され、守口市内に主たる事務所を置く27団体の他、市内に事務所はないものの市内でも活動しているNPO法人もあります。

子どもたちの活動支援、大規模災害に対する研究と情報発信、社交ダンスの振興、合気道の普及、高齢者・障害者の支援、咽頭摘出者の支援、高齢者・障害者の移動支援、企業OB等の社会貢献の支援、介護保険対象以外の高齢者の生活支援など、さまざまな活動が行われています。

### (イ) ボランティア登録団体 (参照：図表資－5)

守口市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録するボランティア数は32団体です。

高齢者・障がい者の支援や、子育て支援、スポーツ・文化などの活動が行われています。

## オ. 事業者

守口市は、大手弱電メーカーの企業城下町として発展してきました。

市内には、下請けの中小企業で活気にあふれ、人口の増加とともに古くから商店街も数多く発展してきました。

しかし、バブルの崩壊以降は、大手メーカーの海外流出とともに市内中小企業も衰退し、少子高齢化の波とあわせ人口の減少にも歯止めがかかっていません。

人口の減少、大手メーカーの撤退や中小企業の減少は、商店街をシャッター街化させる要因となっており、市は、守口市商業連盟や商店街のイベントに補助をしたり、工業者の展示会への出展補助などを行ったり、地域商業活性化協議会、工業活性化協議会を組織し、商工業の活性化に取り組んでいるところです。

これからは、かつての賑わいを取り戻すためにも、これまで商業は商業、工業は工業で取り組んでいたことを、農業も含め市の産業従事者と行政、それに市民との協働で市が活性化するよう考える必要があります。

## ②取り組みの方向性

市民団体については、上記の「現状の課題」に対して、次のような「取り組みの方向性」が考えられます。

### ア. 人材の確保とマンネリ化の改善

活動メンバーの偏り・新規会員不足、運営スタッフや役員の不足といった人材不足の解消、活動組織運営のマンネリ化の改善が課題となっています。

### イ. 協働している認識の共有

行政と協力することがあっても、協働しているという意識に至らないことが考えられます。意識の共有を図っていくことが必要です。

### ウ. 行政・他団体との情報共有と連携の充実

行政の施策や他の団体の情報を知らないという場合も多く、情報共有と連携を進めていくことが課題です。

### エ. 資金の確保

助成金制度の活用など活動資金の確保が課題です。

### オ. 拠点や事務所の確保と広報の充実

事務所や拠点が確保できていないことや、広報も十分にできていない場合が多くみられます。これらの状況の改善が必要です。

### カ. 受け入れ体制

個人が、自治会、町会などの会議に参加する際、その敷居が高いと感じる場合がみられています。例えば「ようこそ」という言葉に代表されるような、新しい人を受け入れる雰囲気づくりが求められています。

### (3) 市民個人

#### ①現状の課題

市民個人としては、市の事業や地域活動への参加・協力として、公募による各種審議会への参加、公共施設の計画段階でのワークショップ参加などがあります。

また、中学校区連携推進協議会を中心とした学校支援ボランティア、地域における美化活動や清掃活動など、多くの市民が参加する地域の取り組みも進んでおり、市民同士が集まることにより幅広い分野において協働の取り組みが可能になる状況です。

市や市民団体が主催する会議の開催日程・時間などに配慮するなど市民の参加の意欲がさらに高まるような方策が必要です。

また、市民個人が協働の取り組みへの参加を思い立ったときに、相談したり、情報を得るため、市行政や市民団体の分かりやすい窓口を充実させることも課題です。

#### ア. 市の事業や地域活動への参加者・協力者

市政への市民参画の推進については、パブリックコメントの実施や、公募による各種審議会への参加機会の拡充、公共施設の計画段階でのワークショップの実施など、近年取り組みの幅が広がっています。

一方、自治会・町会活動への参加率は低くなっています（地域コミュニティ拠点施設の整備に関する市民意識調査において、「参加している：34.5%」「参加していない：56.6%」）。

学校支援本部事業による学校支援ボランティアの取り組みでは、地域住民が学校に参画して登下校の見守り活動の他、授業等の支援や学校環境整備などの活動を行っています。

学校支援ボランティアの実数は市内 4,998 人、延べ活動者は、103,471 人（平成 24 年度）でした。

協働という観点からは、市民個人では一部の分野にその活動が留まっているのが現状です。

#### イ. ボランティア登録者

守口市では個人のボランティアは、守口市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録しており、登録者は 224 名（平成 25 年 3 月 31 日現在）となっています。

#### ②取り組みの方向性

上記の「現状の課題」に対して、次のような「取り組みの方向性」が考えられます。

#### ア. 参加意識の向上

地域活動への参加意識を高めてもらう方策が必要です。また、会議の日程や開催時間に配慮するなど勤労者が参加しやすい環境づくりも必要です。

#### イ. 参加するための窓口の充実

市民個人が、公共・公益的な活動に参加したいと考えたとき、行政にも、市民団体にも、最初の窓口、いわゆる「ワンストップ窓口」が不十分であるといえます。

#### ウ. 協働に関する情報の発信と収集

行政は、市民協働に関する情報をさまざまな手法でわかりやすく発信すること、市民個人は、関心を持ち積極的に情報を収集することが必要です。

### 3. 事業別の「現状の課題」と「取り組みの方向性」

守口市では、これまでさまざまな協働の事業が実施されてきていますが、それぞれの事業について、市の役割や団体の役割、そして事業に関わる課題について検証を行い、協働の指針に必要な要素に照らし合わせて、その解決を市民とともに図っていきます。

以下に、先に図表 2-1 で協働の形態別に掲げた、現在守口市で行なっている様々な協働の取り組みの中からいくつかの事例を取り上げ、市民と市行政の現在の役割や課題、今後、協働のまちづくりの推進の観点から、市民と市行政の取り組む方向性などを整理しました。

なお、図表 2-1 で掲げられていて、次頁以下の図表 2-3 に掲載していない事業は次のとおりです。

地縁団体では、公園の便所などの清掃委託【委託】、地域自主防災会【補助・助成】、中学校区連携推進協議会【市民参加・参画】など。

地縁・テーマ型団体では、体育スポーツ振興事業（総合型地域スポーツクラブ・コアスポーツクラブ、守口市生涯スポーツディレクター協議会）【共催】、学校支援本部事業【補助・助成】、アドプト・ロードプログラム【アドプト制度】など。

テーマ型団体では違反簡易広告物除去活動（はがしたい）【事業への協力】、子育て支援センター事業における保育ボランティア養成講座【人材の育成・支援】、ファミリーサポートセンター事業における協力会員養成講座【人材の育成・支援】など。



図表2-3 事業別の課題と解決方策(1)

	市民団体全体	地縁団体中心	地縁団体中心
事業名	市民まつり	公園整備事業	美化活動団体 公園清掃団体
形態	後援	企画立案の参画	事業の協力
事業の概要	実行委員会（各種団体等で構成）が組織され、各イベントの企画運営を担当し、市民手作りのまつりを毎年11月に開催する。	新たな公園の整備計画に地域の自治会、町会、学校の先生、児童、生徒などとワークショップを実施し、地域の住民の意見をもとに公園整備を行う。	登録団体が自主的に清掃活動を行う。
協働の団体	各種団体、社会福祉協議会、商工会議所、企業など	地域の自治会、町会、学校の先生、児童、生徒など	登録団体（自治会、町会など）
市の役割	実行委員会の事務局（実行委員会の運営、予算管理等）	参加メンバーの呼び掛け、ワークショップの企画進行、ワークショップニュースを作成し地域への情報発信、地域住民の対応など	ゴミ袋や清掃用具の配布とゴミの回収
団体の役割	事業の企画運営	地域住民などが近隣に設置する公園についてのワークショップに参加し、どのような公園にするか意見をまとめる。	地域周辺や近隣道路、公園内の清掃活動を行う。
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存団体と新たな団体との連携の不足</li> <li>・マナー化の改善</li> <li>・人材の確保</li> </ul>	公園の整備後の維持管理の問題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の確保</li> <li>・地域における団体との連携</li> <li>・他団体との情報共有</li> </ul>	自主的な地域の活動として取り組みの体制づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の確保（登録団体の拡充）</li> <li>・他団体との情報共有不足</li> </ul>
取り組みの方向性	〔市行政〕 情報共有の場の提供  〔市民〕 既存団体と新たな団体と交流情報の共有	〔市行政〕 人材の育成、情報共有の場の提供  〔市民〕 身近な活動へ積極的な参加	〔市行政〕 人材の育成、情報共有の場の提供  〔市民〕 身近な活動へ積極的な参加
その他	〔発足〕 昭和61年 〔参加者〕 7万人（H24年度）	《実施》 佐太中町 1-2 児童公園（H20年度） 東公園（H23年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美化活動団体 《実施》 平成14年度 【登録】 90団体（団体：78、個人14 H25.3月現在）</li> <li>・公園清掃活動団体 《実施》 平成17年度 【登録】 92団体（H23年度） 189公園の内80公園で活動</li> </ul>

図表2-3 事業別の課題と解決策(2)

	地縁団体中心	地縁団体中心	地縁・テーマ団体中心
事業名	声かけ隊、見守り隊 (学校支援本部事業の一部)	防犯灯推進補助事業	救急・安心カプセル
形態	事業への協力	補助・助成	事業への協力
事業の概要	学校・保護者・地域が連携し、登下校の子どもの安全の見守りを行う。	市内の街路を明るくして犯罪を防止するために、地域で設置、管理する防犯灯に対して、市は、設置及び電灯料の補助を行う。	ひとり暮らしの高齢者が、緊急時に医療情報を伝えることができる救急・安心カードを市で配付。 社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会独自の事業としてカードを保管するカプセルを高齢者宅に配付。
団協働の	自治会、町会など地域の団体	自治会、町会など	社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会
市の役割	必要な消耗品の配布。 警察と連携で年1回のパトロール	地域の防犯灯の設置を促進し、電灯料の負担を軽減するために補助金を交付する。 (そのための資料の提供、申請事務処理、現地確認などを支援。)	ひとり暮らしの高齢者が緊急時に医療情報を伝えることができる救急・安心カードを作成
団体の役割	登下校時に保護者、自治会、町会など地域の団体が通学路に立ち、子どもの安全を確保する	地域で設置された防犯灯の管理等を行う。 市に電灯料補助申請又は、防犯灯を新設・取替した場合に補助金の申請を行う。(団体数180)	救急・安心カードの必要な高齢者宅を回り、救急・安心カプセルを配布するため、ひとり暮らしの高齢者などの見守り体制を整えている。
現状の課題	自主的な地域の活動として取り組みの体制づくり ・人材の確保 (従事者の高齢化) ・他団体との情報共有	自治会、町会の組織されない地域では、個人で防犯灯を設置していたり、町会世帯の少ない地域では、防犯灯の設置、管理費用の個人負担が大きい ・人材の確保 ・参加意識の向上	自治会、町会との連携が必要 ・他の団体との情報共有 ・行政と市民団体との連携の偏りの改善
取り組みの方向性	〔市行政〕 人材の育成、情報共有の場の提供  〔市民〕 身近な活動に積極的に参加	〔市行政〕 自治会、町会組織の活性化と未結成地域の支援、相談窓口の体制  〔市民〕 地域の活動に積極的に参加	〔市行政〕 情報共有の場の提供、市職員の協働に対する意識を向上  〔市民〕 情報の共有
その他	《実施》休校日以外毎日活動	{補助金} ・設置等補助 239灯 2,569千円 ・電灯料補助 6,526灯 9,761千円	

図表2-3 事業別の課題と解決方策（3）

	地縁・テーマ団体中心	地縁・テーマ団体中心	地縁・テーマ団体中心
事業名	公民館活動推進委員会	さんあい広場	緑・花グループ
形態	補助・助成	補助・助成	事業への協力
事業の概要	公民館の事業のうち、地域住民で組織する活動推進委員会で講座等の企画運営を行う。	小学校の余裕教室等を活用して地域の高齢者などの憩いの場として地域が自主的に活動を行う施設で、佐太、三郷、春日、藤田に開設。	市と花などの管理について協定を結んだ各緑・花グループが、緑・花協会から助成を受け、公園などの緑化活動を行う。
協働の団体	公民館活動推進委員会（公民館運営委員、公民館利用サークル、PTA等の代表者で構成）	さんあい広場実行委員会（婦人会、老人会等の地域団体で構成）	市と協定を結んだ団体（自治会、町会等の団体）
市の役割	公民館施設の管理及び活動推進委員会が行う事業企画等の支援を行う。	小学校の余裕教室を活用して、地域の高齢者などのふれあいの場を設置。	緑・花グループと協定を結び、花の苗の配布やトラブルなどに対応
団体の役割	公民館ごとに活動推進委員会を設立し、地域のニーズを把握した独自性のある講座等を企画・運営。	食事会、サークル活動、子どもとの世代交流などを実施し、地域の高齢者等と地域との交流に取り組む。	市に登録した緑・花グループが、花壇の管理を行う。
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の確保</li> <li>・他の地域との情報共有と連携</li> <li>・協働している認識の共有</li> </ul>	中学校区に設置することが望ましい <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の確保</li> <li>・他の団体との情報共有</li> </ul>	市内全域で団体で取り組みの体制が望ましい <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の確保</li> <li>・資金の確保</li> <li>・他の団体との情報共有</li> </ul>
取り組みの方向性	〔市行政〕 人材の育成  〔市民〕 研修会などに積極的に参加 他の地域との情報交換	〔市行政〕 人材の育成、交流機会の場を提供  〔市民〕 地域の活動への積極的な参加	〔市行政〕 人材の育成  〔市民〕 身近な活動へ積極的な参加
その他	{補助金} 平均 23 万円 (講座) 144 回 {参加者} 延べ 4,081 人 (H24 年度)	{参加者} 延べ 45,708 人 (H24 年度)	(団体数) 48 団体

図表2-3 事業別の課題と解決策（4）

	テーマ団体中心	テーマ団体中心	民間事業者中心
事業名	こどもまつり	守口市生涯学習援助基金活動助成事業	守口商業まつり
形態	共催	補助・助成	補助・助成
事業の概要	「こどもの日」を記念し、子ども達が生き生きと遊べる場を作り出す催しを各種団体の協力により毎年開催する。	生涯学習の意識を高め生涯学習活動の推進を期待できる事業に助成する。	市内の店舗において商品を購入したレシートによる景品抽選会やステージダンスイベントなどを実施し、商業の活性化を図る。
協働の団体	こどもまつり実行委員会（青少年育成指導員連絡協議会、学童保育連絡協議会、青年会議所等で構成）	毎年市内で活動する個人や団体を募集	市商業連盟
市の役割	こどもまつりに必要な消耗品（段ボール等）の購入など。	委員会で決定した団体に助成金を交付	市商業連盟に補助金を交付
団体の役割	青少年育成指導員連絡協議会を中心に実行委員会組織で、市と共催で運営する。	事業計画書に基づき生涯学習事業を実施	商業まつりを実施することで、市内商業の活性化を図る。
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の確保（協力団体など、準備スタッフの確保）</li> <li>・資金の確保</li> <li>・他の団体との情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動への理解・普及の必要性</li> <li>・継続性の確保</li> <li>・資金の確保</li> <li>・広報の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの店舗と市民の参加をめざす。</li> <li>・商業関係者と市民との情報共有</li> <li>・広報の充実</li> <li>・資金の確保</li> </ul>
取り組みの方向性	<p>〔市行政〕 情報の共有、人材の育成 交流の場の提供</p> <p>〔市民〕 若い世代などの参加 ネットワークの強化</p>	<p>〔市行政〕 事業の広報</p> <p>〔市民〕 助成金の活用</p>	<p>〔市行政〕 情報共有、交流の場の提供</p> <p>〔市民〕 助成金の活用、広報の充実</p>
その他		H25 年度事業 親まなび親学習ワークショップ（子育て中の悩みなどを考えるワークショップを実施）親まなびの会ホットスマイル（大阪府親学習リーダー養成講座終了者で構成）	

## 第3章 守口市の協働のまちづくりの推進に向けて

### 1 守口市の協働のまちづくりの取り組みについて

第2章で、主体別、事業別にみた「現状の課題」と「取り組みの方向性」を踏まえ、本章では、今後、守口市が協働のまちづくりを推進する上で取り組む項目を掲げます。各項目は、市行政として取り組む必要があると考える協働事業を中心に、それらの事業を進める上で、市民の積極的な参画を期待する内容を記しています。

人口減少・少子高齢化の時代を迎え、増大する課題や市民ニーズに対応するため、市民・行政が一体となって、協働についての理解と意識の向上を図り、将来都市像の実現に向けて機会と場の提供を進め、拠点機能の充実を図り、協働事業を推進していきます。

そのため、既存の協働の取り組みを検証・改善するとともに、守口の課題解決に役立つ新たな協働事業を起こすなど、質の高い公共サービスの実現を目指します。

市民と市行政がともに、『『ようこそ』の守口へ 住みたいまち守口へ』という協働の精神で、既存の市民団体のさらなる活性化と新たな参加者の参加を促し、暮らしやすく魅力あふれるまちづくりを進めたいと考えます。

#### (1)「協働」についての理解と意識向上(講座、研修等)

##### ① 協働への関心を高める取り組み

市民活動へ参加するきっかけとなる講座や、今後の担い手となる若い世代や定年退職者などを人材として育成する講座、団体の組織力を向上するための講座など、大学や企業とも連携しつつ、学習機会や活動機会を提供し、協働の啓発や意識の向上を図ります。

また、地域ごとに協働に関する講座などを開催し、協働の取り組みを市内に広めます。

##### ② 市職員の意識向上のための取り組み

市職員に対して、協働の意義や協働のまちづくりを進めるための施策についての研修などを実施し、職員の協働に対する意識を醸成することにより、協働の取り組みを推進していきます。

##### ③ 市民と市職員の交流機会の拡充

市民ニーズの把握や、情報の共有につながるワークショップなどを実施します。

市職員の「市民には伝えていません」、市民の「市職員は分かっていない」という言葉にうかがえるような市職員と市民の意識のズレに気づき、相互に考え方を述べ、意見を交換したり情報を交換することにより、相互理解と双方の能力向上につなげていきます。

##### ④ 講座など開催日時への配慮

講座などの開催は、夜間や土日など希望者が参加しやすい日程で実施します。

市民は、以上のような講座や講演会などに積極的に参加し、協働の担い手としての意識を高め、市民同士で得意な分野について先生役を果たすなど、相互啓発につながる工夫をします。

## (2) 交流会と場の提供（新たな連携、まちづくり拠点等）

### ① 地域における市民団体、市民個人、事業者などの連携

地縁団体、地縁・テーマ型団体、テーマ型団体、市民個人、事業者などが日常的に出会い、情報を共有し、協力し合える場の設定を行い、連携を図ります。

例えば、定期的に会議室を準備して、話し合いのテーマを設け、市民が主体となって運営できる場をつくります。

### ② 協働のまちづくりの拠点機能の充実

地域活動を支援し、多様な市民が気軽に参加・参画できる協働のまちづくりの拠点機能の充実をめざします。

世代を越えた交流の場など、市民ニーズに対応した「協働の場」のあり方を追究します。

市民は、上記のような交流、協働の場に参加し、地域にある施設を活用して、自らが希望する活動に積極的に取り組みます。

## (3) 情報の共有(広報、広聴等)

### ① 情報の共有

市行政は、これまでの広報紙やホームページなどに加えて、情報コーナー、フェイスブックなどさまざまな手法を用いて、わかりやすい情報の発信に努めます。

また、多くの市民の意見を反映できるよう、「市民の声」などの広報広聴体制を、市民に分かりやすく周知していきます。

さらに、総合基本計画などの市の施策や行政情報が地域に浸透するよう市民と共に検討します。

### ② 市民団体の情報の収集・提供

市行政は、定期的に市民団体の情報把握を行い、情報発信します。

市民は能動的に情報収集を行い、所有する情報は団体や地域間で積極的に公開し共有します。

市行政と市民は、守口市における協働の取り組みの公開や情報発信に努め、市民団体と市行政との連携強化、市民団体相互の連携強化、市民個人の活動への参加につなげていきます。

## (4) 協働のまちづくり・協働事業の支援(助成等)

### ① 公募型提案事業の助成制度の創設（市民提案型・行政提案型）

守口市の魅力向上や定住意識の向上を目指して、守口市全体のまちづくりに関わる協働事業を実施するための提案制度を創設します。例えば、守口市を訪れた人が、守口市らしさや快適性を感じてもらえるようなイメージアップの取り組みを協働で進める提案など

が考えられます。

また、「あなたの提案、意見を頂戴します」といったかたちで小規模の提案を募集し、環境・福祉・生涯学習・まちづくりなどの協働事業に活かします。

## ② 市民団体・市民個人活動の支援

市民団体の情報公開を促進し、市民個人が新たにまちづくり活動に参加しやすくなるよう支援します。

市民個人が隣同士や地域の中で声をかけあい、個人レベルで協力し合える活動の支援を行います。例えば、町内の清掃活動や公園の花植えなどが考えられます。

市民は、市政に関心を寄せ、上記のような支援制度を活用して積極的に意見や提案を行います。身近な活動に参加し、コミュニケーションを図ることで、近隣との信頼関係を築いていきます。

## (5) 施策の実現に向けた検討事項

### ① 協働事業の検証・改善と新設

守口市が進める、共催、後援、委託、補助・助成、事業への協力など、現在の協働の取り組みを、市民とともに検証・改善するとともに、地域の課題解決に役立つ新たな協働事業を立ち上げ、展開していくことで効果的・効率的な行政運営につなげていきます。

### ② 相談窓口と横断的組織づくり

市民が協働や協働事業について相談できるよう、相談窓口体制の整備や市民活動支援などに関する庁内の横断的な組織の構築に努め、連携を図ります。

また、協働のまちづくりの推進に役立つような中間支援組織のあり方について検討するとともに、その担い手となる市民団体が育つように支援します。

### ③ 地域福祉の推進

少子高齢化が進行する中、地域福祉が真に地域に根ざしたものとなるよう、高齢者単身世帯の支援、認知症等に対応した市民後見対策、高齢者の移動補助などについて、協働の観点から、市民、関係機関とともに情報を共有し合い、検討を深めていきます。

### ④ 受け入れ体制づくり

「『ようこそ』の守口へ 住みたいまち守口へ」という意識を共有できるよう、市民団体・市行政ともに、声をかけやすい窓口のあり方や、市民が参加しやすい地域施設の受け入れ体制をつくります。例えば、市役所等公共施設の表示や案内などのあり方の検討などが考えられます。

市民は、新たに地域の活動や協働事業に参加したいと考える個人やグループなどに積極的に声をかけ、情報共有が進むよう、開かれた機会や場づくりに努めます。





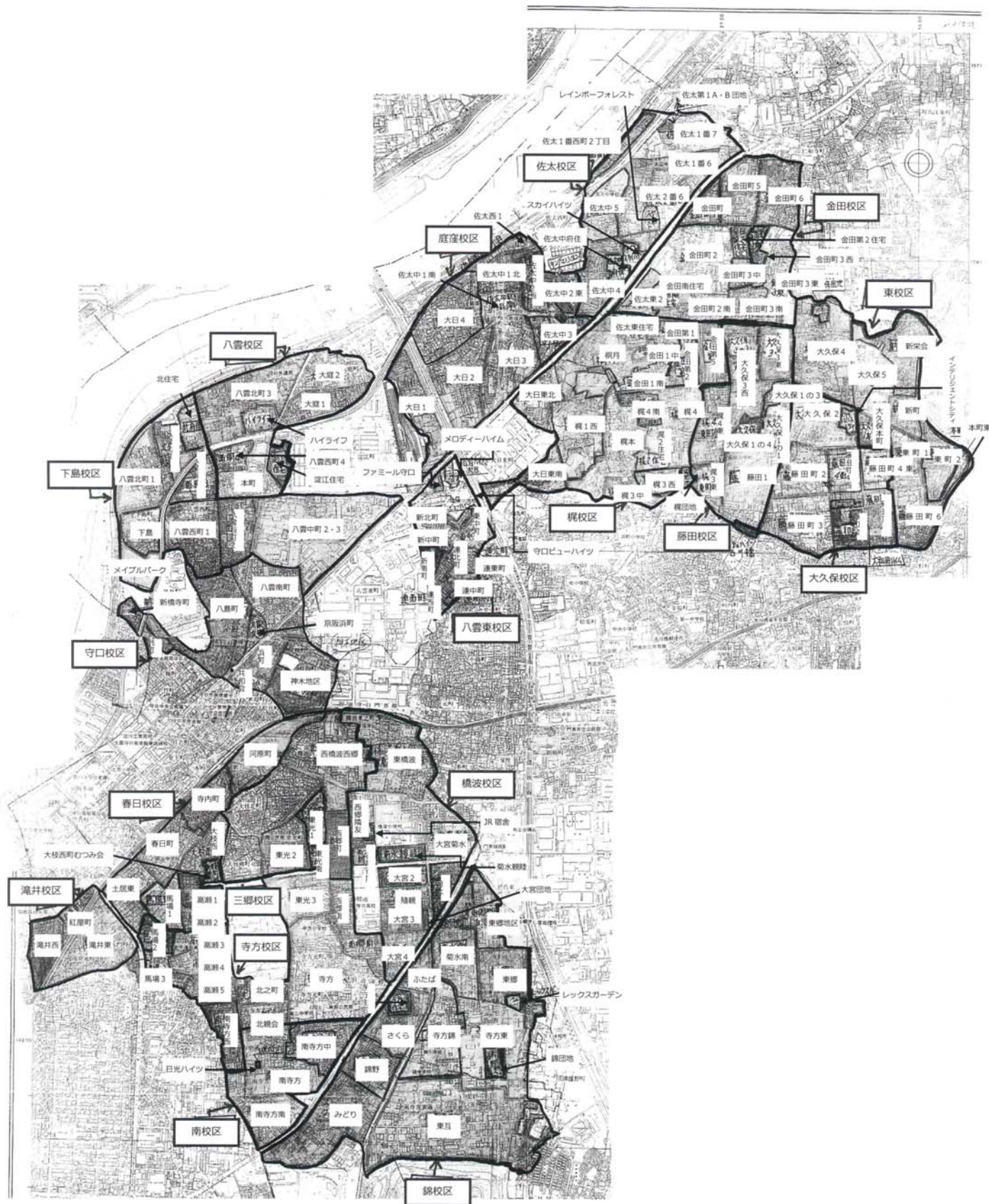
# 資 料 編

# 1 守口市の市民団体

図表資－1 守口市の町会・連合町会

連 合 組 織	町 会 数	備 考
1 大久保町1丁目連合町会	4町会	
2 喜久の里連合会	10町会	
3 金田校区各種団体運営連絡協議会	12町会	
4 北十番連合町会	3町会	
5 佐太一番連合町会	5町会	
6 佐太二番連合町会	3町会	
7 佐太五番連合町会	7町会	
8 大日町連合会	4町会	
9 寺方地区南寺方支館	3町会	
10 錦地区連合会	12町会	
11 南十番連合町会	3町会	
12 南地区運営委員会	5町会	左の内、2町会は複数の小学校区にまたがっているため、複数の連合町会に所属している。
13 八雲東校区全町会連合協議会	12町会	
連 合 町 会 数	81町会	
単 独 町 会 数	102町会	
総 町 会 数	183町会	町会のある 60,040 世帯のうち町会加入世帯は 49,405 世帯（加入率 82.3%）。守口市総世帯数 69,400 世帯に対しては 71.21%(H25.3.31)

図表資-2 守口市の自治会・町会地図

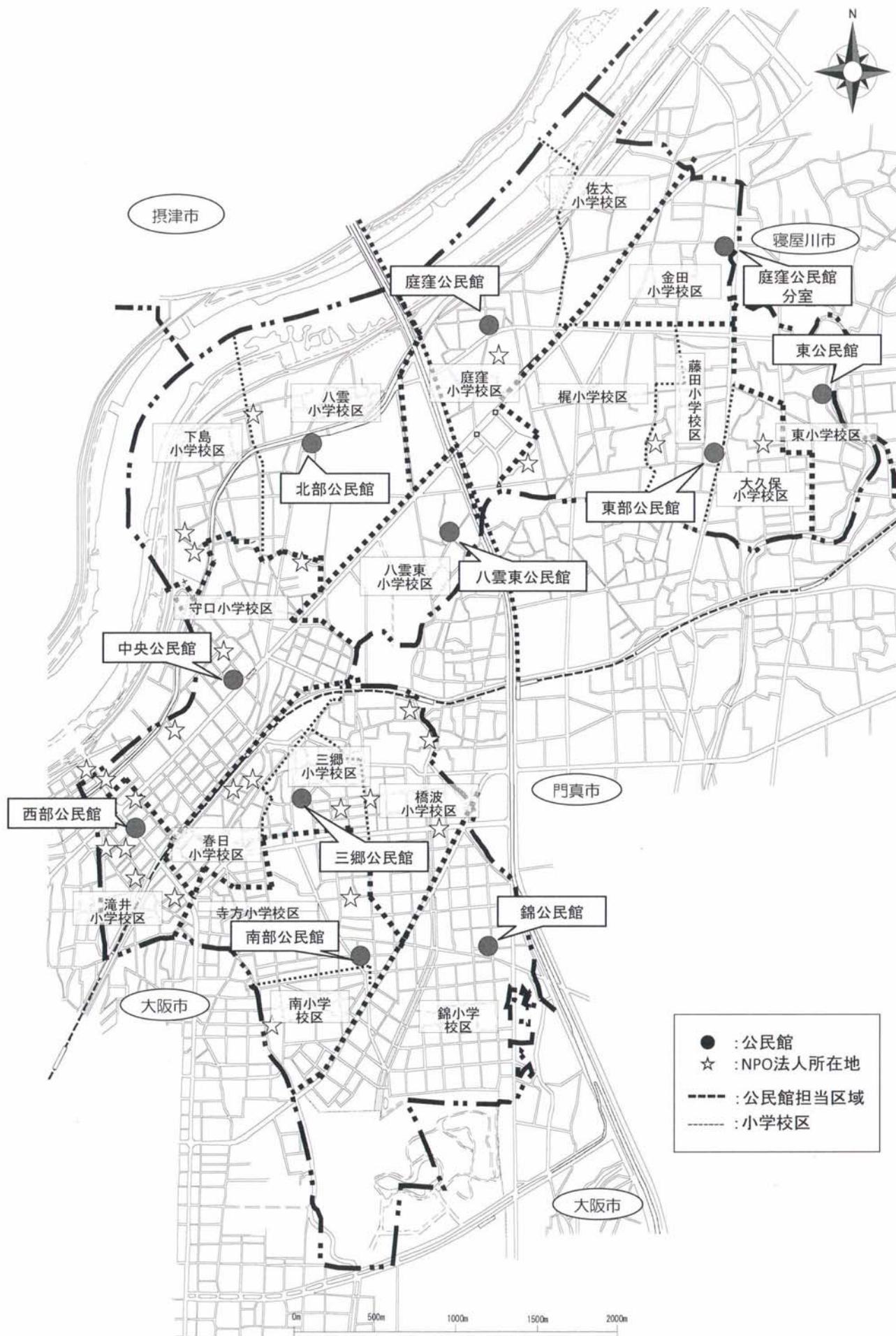


図表資-3 守口市のNPO法人

(平成25年10月1日現在)

設立順	法人名	主な活動
1	特定非営利活動法人 ホーピィワールド子ども基金 エル・ディ・エイチクラブ	子ども達の活動支援
2	特定非営利活動法人 大規模災害対策研究機構	大規模災害に対する研究と情報発信
3	特定非営利活動法人 イーエルエス翔	社交ダンスの振興
4	特定非営利活動法人 共生	企業活動の環境整備支援など
5	特定非営利活動法人 全日本合気拳法連盟	合気道の普及
6	特定非営利活動法人 一笑クラブ	高齢者・障害者の支援
7	特定非営利活動法人 関西喉友会	咽頭摘出者の支援
8	特定非営利活動法人 守口送迎	高齢者・障害者の移動支援
9	特定非営利活動法人 キャリア・ハーバー	企業OB等の社会貢献の支援
10	特定非営利活動法人 3W	介護保険対象外高齢者の生活支援
11	特定非営利活動法人 ようき・すなお会	障害者の就労支援・生活支援
12	特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT	自転車を活用した社会づくり
13	特定非営利活動法人 コミュニティー信頼	子どもの健全育成 子育て支援事業
14	特定非営利活動法人 スクール・セクシュアル・ハラスメント防止全国ネットワーク	スクールセクシュアルハラスメント防止
15	特定非営利活動法人 ゆうかり	高齢者・障害者の自立支援・介護
16	特定非営利活動法人 R&H	教育・保育・子育て支援・介護等
17	特定非営利活動法人 ブルースカイ	障害者への職業提供など、障害者自立支援法に関する事業
18	特定非営利活動法人 緑橋ネットワーク	江野川遊歩道の環境美化など
19	特定非営利活動法人 NASC (ナスク)	高齢者の人材・能力開発 介護サービスの提供
20	特定非営利活動法人 ゆうゆう会	障害者支援の組織化 日常生活の困難の解消など
21	特定非営利活動法人 AVANTI	青少年・子どもへのサッカーの指導・普及
22	特定非営利活動法人 日本脳神経外科救急学会	脳神経外科救急に関する研究者間の連携
23	特定非営利活動法人 教育支援・kids もりぐち	子どもの学習支援 保護者への教育相談など
24	特定非営利活動法人 京阪奈キャリア総合研究所	キャリア教育、高齢者等のケア事業 スポーツ事業の実施
25	特定非営利活動法人 都市農園倶楽部	市民農園の設立及び運営管理
26	特定非営利活動法人 暮らしと文化研究所	伝統的な文化の調査研究 記録作成、普及啓発など
27	特定非営利活動法人 臨床器材研究所	歯科器材の研究開発・評価 情報収集と伝達

図表資-4 守口市の公民館及びNPO法人所在地図



図表資-5 守口市のボランティア登録団体

(平成 25 年 10 月 1 日現在)

	団 体 名	主 な 活 動 内 容
1	人形劇サークル かざぐるま	人形劇
2	朗読ボランティア こまどり	朗読、絵本の読み聞かせ、紙芝居
3	点訳サークル こんぺいと	点訳、点字絵本
4	ボランティアサークル きんたろう	働く知的障がい者の余暇活動応援
5	あじさい会	高齢者介護、保育、施設の行事手伝い
6	ボランティアサークル 桃太郎	障がい児者の余暇活動の応援、おもちゃ図書館
7	ボランティアグループ たなばた会	高齢者の行事手伝い
8	手話サークル くれよん	地域での交流活動
9	国際おりがみ	折り紙の伝承遊び指導
10	守口歌体操グループ	歌に合わせて体操の指導
11	NPO 法人 守口送迎	要介護者の送迎
12	ボランティアサークル レク	聴覚障がい者のレクリエーションの応援
13	SA13	歌体操指導、伝承玩具作り
14	ニッポン・アクティブライフクラブ (NALC) 守口門真支部	高齢者の介助、話し相手、障がい者の車いす介助、子どもの伝承遊びの指導
15	三喜会	認知症の社会的理解を得るための活動
16	おおきな木	子育て支援
17	「ARANAMI」	小中学生がソーラン節で地域交流
18	「夢楽らいぶ」一座	オリジナル曲のギター弾き語りショーの出前ライブ
19	守口パソコン教室	知的障がい者のパソコン教室
20	守口市地域コーディネーター連絡会	中学生による絵本の読み聞かせ
21	音訳サークル ボイス	録音図書作成、対面朗読
22	ファンキーステップ	知的障がい者とダンスを練習
23	モリグチおもちゃ病院	子どもを対象におもちゃ修理
24	勇者オフィス	高齢者、障がい者、子ども対象、合唱、音楽劇
25	沖縄舞踊かりゆし会	沖縄舞踊の普及
26	SA 守口 みつわ	伝承あそび、おもしろ算数の普及
27	エコイストプロジェクト	エコキャップ回収運動、清掃活動
28	守口囲碁こども教室	子どもたちへの囲碁教室
29	素人寄席天満天神の会	落語、寄席の普及
30	アルシェ	ショーダンスの出張公演
31	傾聴ボランティアグループ アクティブ 17 (いいな) もり	傾聴を求める全般に対応
32	mamas wind orchestra Largo (ラルゴ)	アンサンブル吹奏楽鑑賞

※このボランティア団体は、守口市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている団体です。

## 2 市民協働指針策定に関する調査結果

---

### I 調査の概要

#### 1. 調査の目的

第五次守口市総合基本計画（平成 23 年 3 月策定）における将来都市像を実現するための主要施策の 1 つである市民参加・協働の推進に向けて、協働の基本原則や形態などを定めた「市民協働指針」の策定の参考とするため、市内の地域活動・市民活動団体・グループの市民協働に関する意見を聴取する。

#### 2. 調査の方法

- (1) 調査対象 市内の地域活動・市民活動団体等の代表者 458 名  
（自治会、公民館地区運営委員会、老人クラブ・婦人会・青少年育成指導員等の団体、NPO 法人、ボランティア団体 など）
- (2) 調査方法 郵送配布・郵送回収（一部団体は個別配布）
- (3) 調査期間 平成 25 年 7 月 1 日（月）～7 月 10 日（水）（23 日（火）到着分まで）

※ 別途、市のホームページにその他の市民団体向けのアンケートの実施を呼びかけたが、応募等はなかった。

#### 3. 回収状況

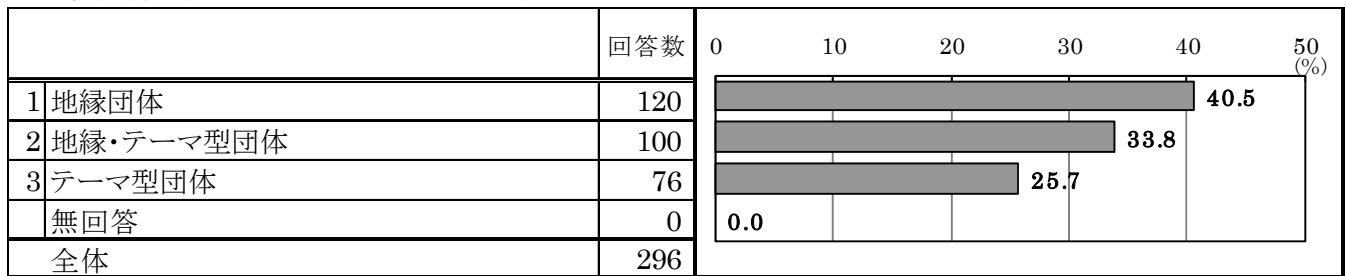
- (1) 対象者数 458 名（あて先不明等で未到達は住所等再確認後再送）
- (2) 有効回収数 296 票
- (3) 回収率 64.6%（対象者数に対する有効回収率）

#### 4. 報告書の見方

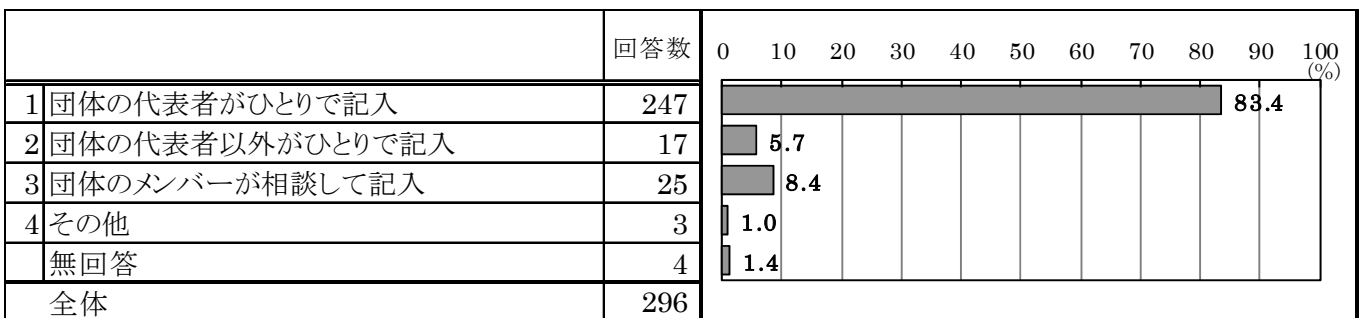
- (1) 集計結果は、すべて小数点以下第 2 位を四捨五入しており、回答比率の合計が 100%とならないことがある。
- (2) 複数の回答を依頼した質問では、比率の合計が 100%を超える。
- (3) %は、その質問の回答数（全体など）を母数として算出している。
- (4) 本文中、表やグラフに次にあげるような表示がある場合、複数回答を依頼した質問である。  
MA%（Multiple Answer）＝回答選択肢の中から、2 つや 3 つ、あてはまるものすべてなど複数選択した場合に全体（該当者）を基にした割合。
- (5) 「全体」は有効回答 296 票であり、「該当数」は回答が限られた場合の合計である。
- (6) 本文中のグラフなどにおいて、長い文となる選択肢は簡略化している場合がある。

## II 調査の結果

問1 貴団体の概要についてお聞きします。

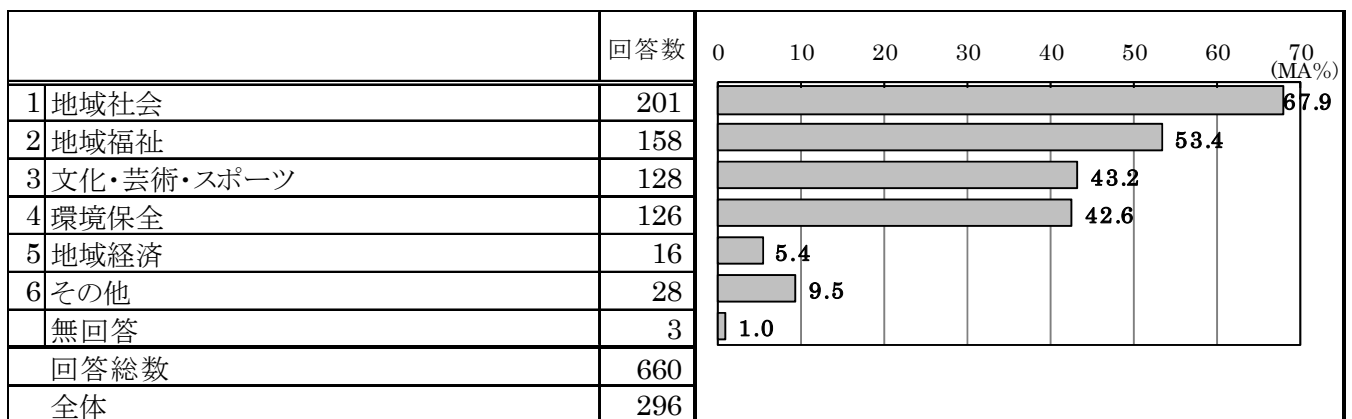


問2 このアンケートのご記入者は。【1つに〇】



※その他の意見：団体の1地域代表、連合の1地域代表、団体職員

問3 貴団体の活動分野は。【〇はいくつでも】



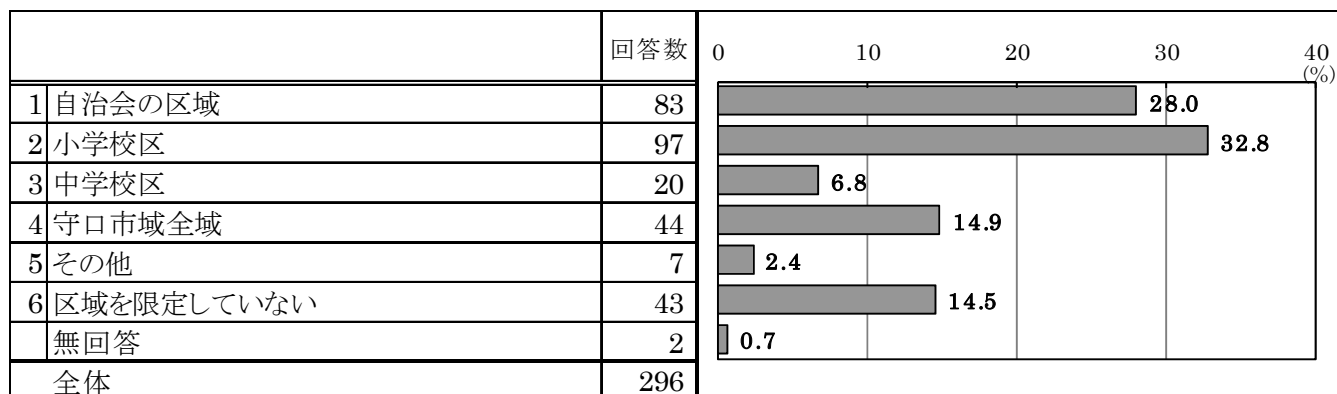
※その他の意見：青少年健全育成(9)、地域交流(3)、国際交流(2)、小中連携、PTA活動 など



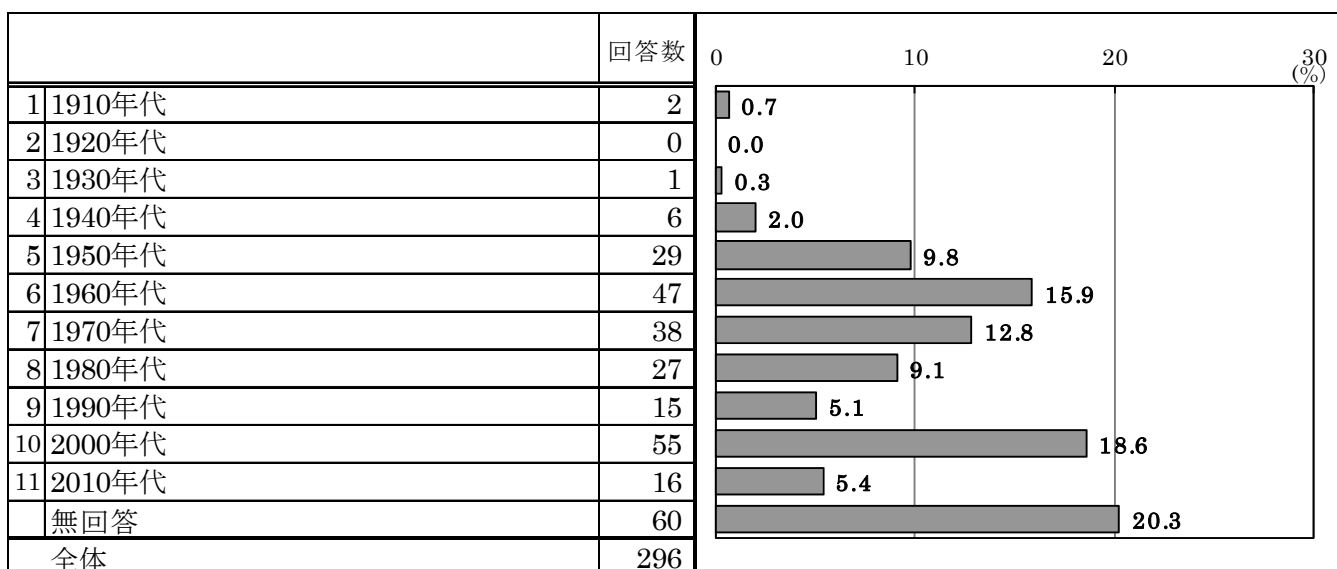
問4 貴団体の主な活動内容を簡単にお書きください。

- ・町内会・自治会（運動会・盆踊り・登下校見守り・清掃・年末年始夜警・防災訓練・広報紙配布等）活動（108）
- ・公民館地区活動・社会教育活動（27）
- ・地域福祉（ひとり暮らし訪問・声かけ・見守り等）活動（18）
- ・障害者福祉（就労支援・啓発活動・点訳等）事業・活動（17）
- ・高齢者福祉（喫茶・食事会・健康講座・外出支援・就労支援等）活動（17）
- ・青少年健全育成（デイキャンプ・スポーツ大会・子供会等）活動（16）
- ・日赤（社資募集・献血・炊き出し等）活動（8）
- ・地域防犯活動（7）
- ・中学校区連携推進協議会活動（5）
- ・子育て支援（話し合い・相談・紙芝居等）活動（4）
- ・リサイクル・環境美化活動（3）
- ・地域スポーツ活動（3）
- ・女性の地位向上・親睦活動（3）
- ・老人会（登下校時見守り・グラウンドゴルフ等）活動（2）
- ・歌体操（2）
- ・国際貢献活動（2） など

問5 貴団体の活動の範囲は。【1つに〇】



問6 貴団体は、いつ頃から活動をされていますか。



問7 貴団体は、法人格などを取得されていますか。【1つに○】

	回答数	0	10	20	30	40	50	60	70	
1 NPO法人格を取得している	22									
2 認可地縁団体として認可されている	19									
3 今後取得したいと考えている	16									
4 今後も取得するつもりはない	196									
無回答	43									
全体	296									

※法人格の認証時期：1954年、1960年、1975年、2001年、2003年、2005年、2006年、2007年(2)、2008年、2010年(2)、2011年、2012年(2)、2013年(2)

※認可時期：1957年(2)、1961年、1965年、1977年、1980年、1990年、2001年、2002年(3)、2008年、2011年

問8 貴団体は、活動資金などをどのようにして得ていますか。【○はいくつでも】

	回答数	0	10	20	30	40	50	60	70	80	
1 会費	204										
2 行政からの補助金・助成金	142										
3 カンパ・寄付	47										
4 事業収入	33										
5 行政などからの受託事業収入	31										
6 民間の助成金	19										
7 その他	53										
無回答	10										
回答総数	539										
全体	296										

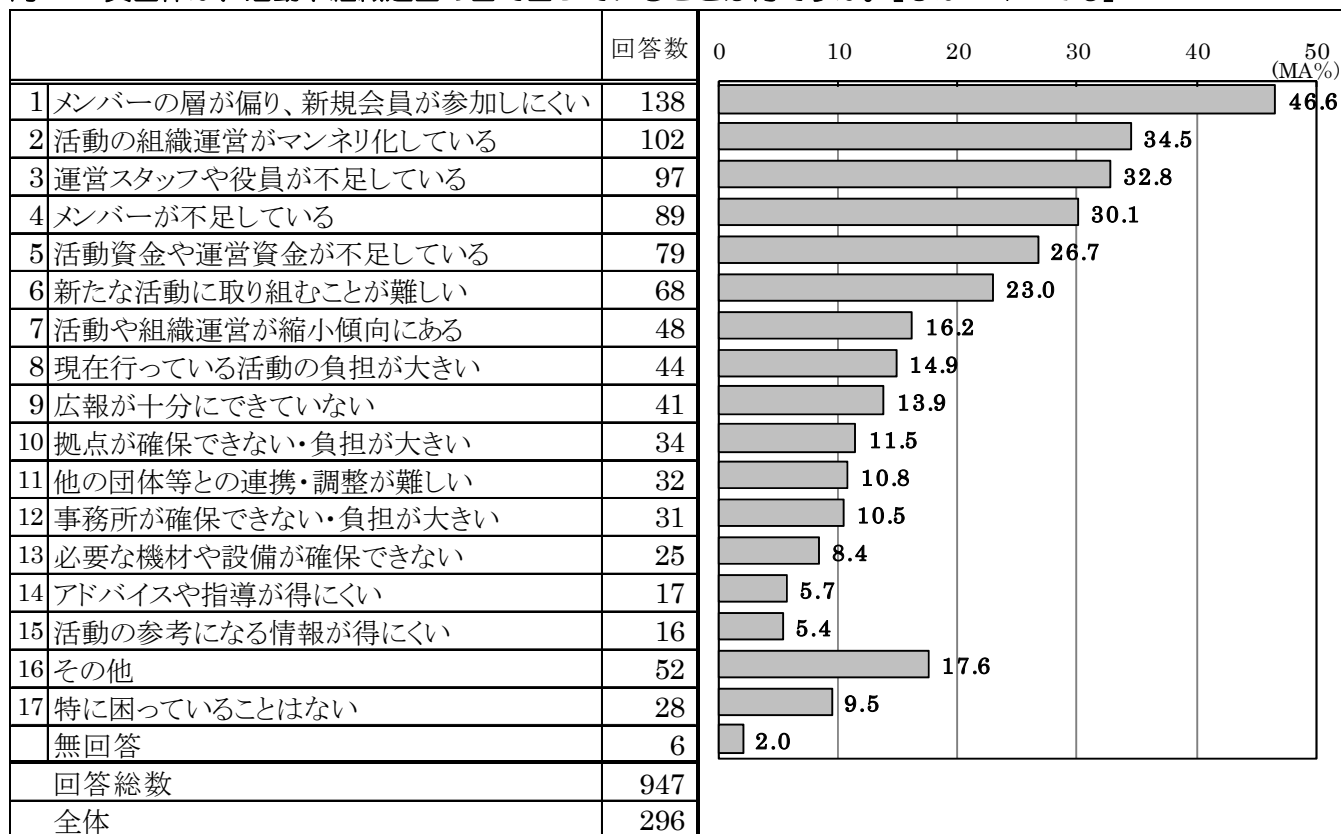
※その他の意見：行政・親団体からの補助・交付金等(11)、廃品回収手数料等(10)、受託事業収入等(8)、祝儀・寄付(5)、行事参加費(4)、謝礼金(3)、イベントの収益金(2)、会館使用料(2)、社資(2)、積立金の取り崩し(2)など

問9 貴団体の事務所(連絡先)は、どちらですか。【1つに○】

	回答数	0	10	20	30	40	50	
1 地域の会館・集会所	54							
2 公民館等の公的施設	62							
3 活動メンバーの個人宅	136							
4 民間のオフィスビル・マンション	22							
5 その他	14							
無回答	8							
全体	296							

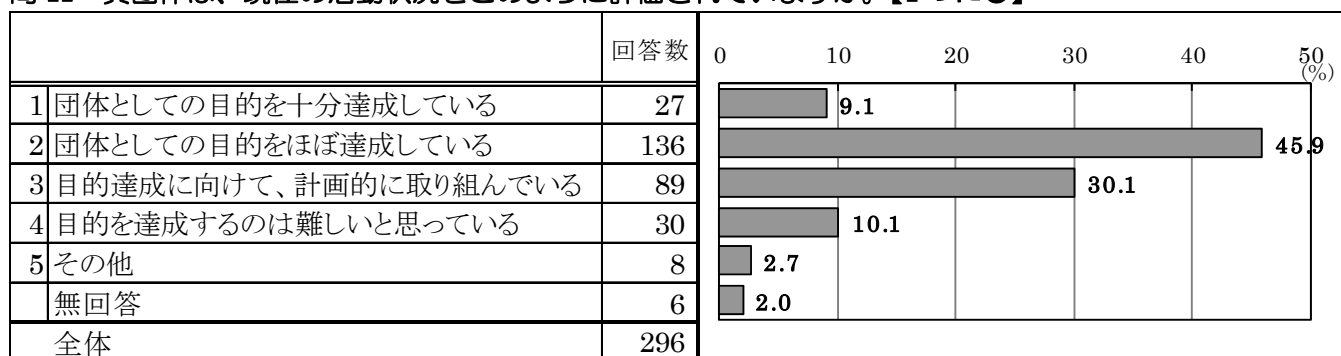
※その他の意見：会長宅や地域の集会所・公民館等複数個所(4) など

問 10 貴団体が、活動や組織運営の面で困っていることは何ですか。【〇はいくつでも】



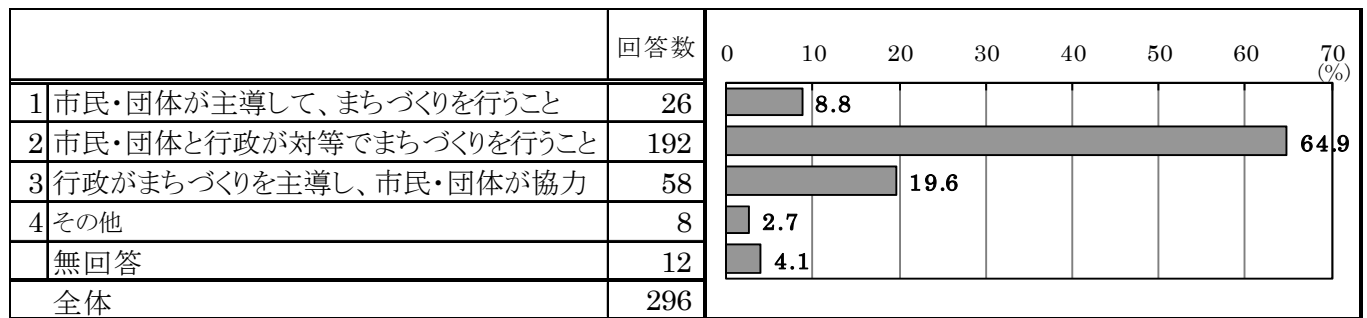
※その他の意見：メンバーが高齢化し負担が大きい（13）、役員のなり手がいない（9）、地域の連帯感・ボランティア意識が低い（5）、リーダー・後継者の育成（5）、活動を行うための設備・スペースがない（4）、少子高齢化で参加者が少ない（4）、他校区との統合で活動しにくくなった（1）、作業工賃が少ない（1）、行政との関わりがなくなった（1） など

問 11 貴団体は、現在の活動状況をどのように評価されていますか。【1つに〇】



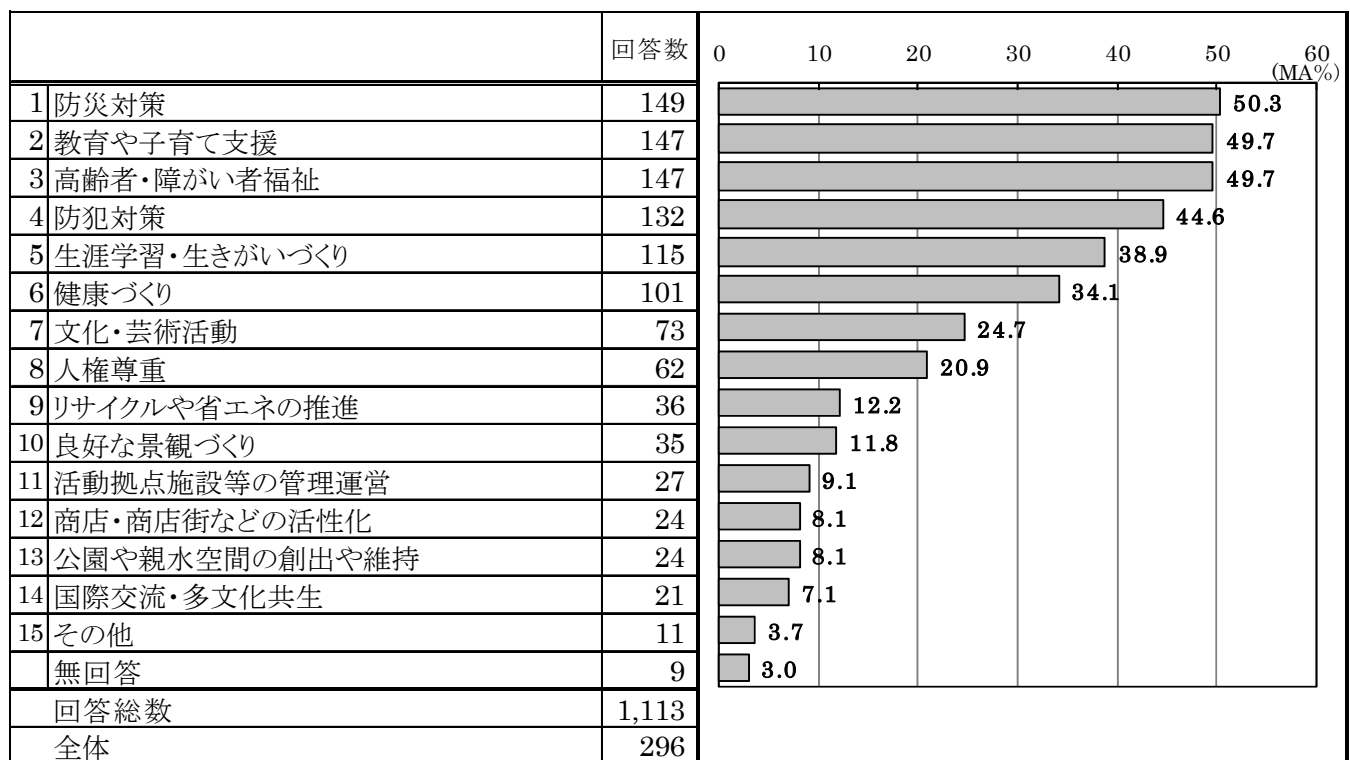
※その他の意見：自分でできる範囲の活動を行っている（1）、活動のマンネリ化（1）、活動が難しくなっている（1）、工賃が安く心苦しい（1） など

問 12 貴団体では、「協働」という言葉をどのようにとらえていますか。【1つに〇】



※その他の意見：わからない(4)、行政が市民・民間団体等の意見や声を踏まえ、まちづくりを主導し、市民・団体がそれに協力すること (1)、補完し合って目的達成すること、「市長と市議会、行政職員、市民と団体が協力しあう (1) など

問 13 貴団体では、他団体や行政などと「協働」して取り組むべきことは、次のどのようなことだと思いますか。【〇は5つまで】



※その他の意見：高齢者等に優しいまちづくり (2)、知的障害者の雇用促進と相談支援機関のスキルアップ等 (1)、まちの美化 (ポイ捨て、不法投棄、犬の糞処理等) (1)、犯罪予防活動 (1)、魅力あるまちづくり (1) など

問 14 貴団体では、行政と連携・協働して事業を実施したことがありますか。【1つに○】

	回答数	0	10	20	30	40	50	60 (%)	
1 ある	145								49.0
2 ない	128								43.2
無回答	23								7.8
全体	296								

問 14-1 連携・協働して事業を実施した具体的内容

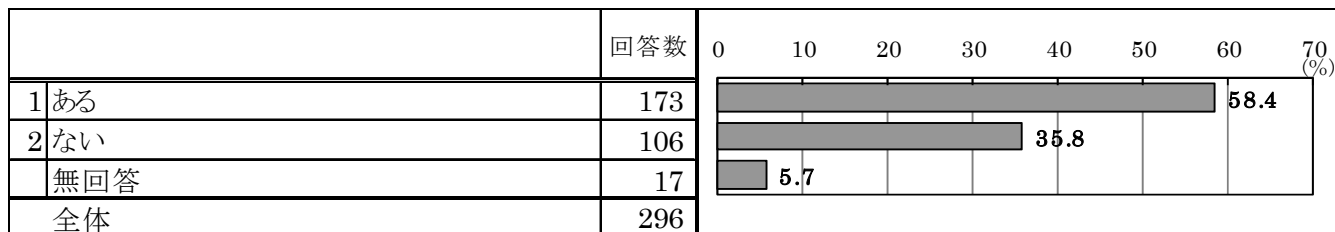
- ・ 防災訓練、消防・消火訓練 (40)
- ・ 環境美化、古紙・廃品回収、公園清掃など (17)
- ・ 高齢者・障害者福祉事業・意識啓発 (15)
- ・ 教育委員会主催行事等 (10)
- ・ 交通安全教室・活動 (9)
- ・ 各種講演会・講習会等 (10)
- ・ 市民祭 (8)
- ・ 防犯活動(8)
- ・ 青少年健全育成 (6)
- ・ こども祭、ファミリーフェスタ (5)
- ・ 公民館祭 (4)
- ・ ボランティアフェスティバル (4)
- ・ 防犯灯の設置、LED への取り換え (4)
- ・ スポーツ大会、淀川市民マラソン (4)
- ・ 子育て支援、虐待児支援 (4)
- ・ 広報紙配布 (2) など

問 14-2 連携・協働して事業を実施したことが「ない」理由

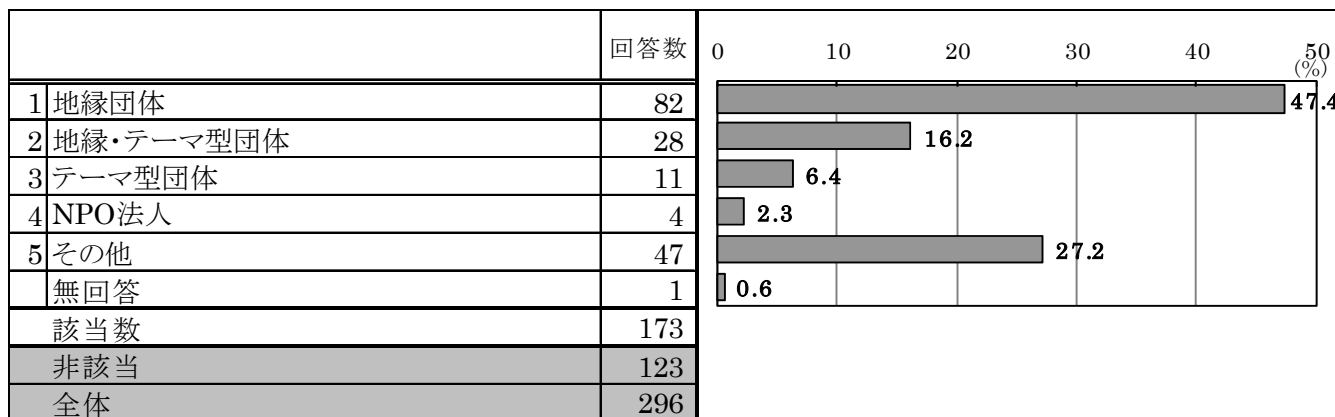
	回答数	0	10	20	30	40	50	60 (%)	
1 必要がないから	24								18.8
2 必要と思うが、行政の施策を知らないから	63								49.2
3 その他	27								21.1
無回答	14								10.9
該当数	128								
非該当	168								
全体	296								

※その他の意見：行政の理解や指導がないから(5)、発足してから日が浅いから(2)、単独では難しいから(2)、市社協の指針がある(2) など

問 15 貴団体では、他の団体と連携・協働して事業を実施したことがありますか。【1つに〇】



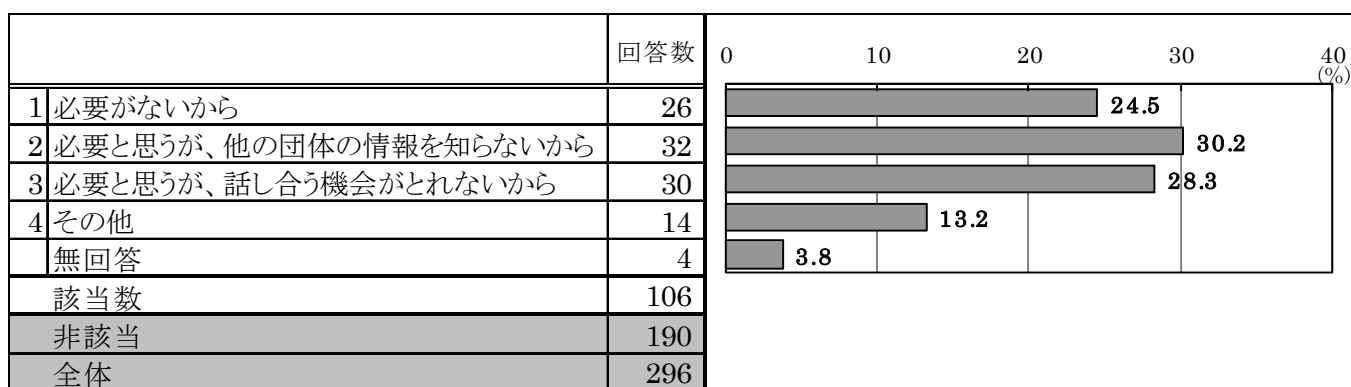
問 15-1 連携・協働して事業を実施した相手



- ※1 地縁団体：居住地域などを基に相互扶助などを行う町内会や自治会などの団体
- ※2 地縁・テーマ型団体：老人クラブや子ども会などの地域を単位とする特定分野の活動団体
- ※3 テーマ型団体：子育てや環境などの特定の分野に関して活動を行う団体

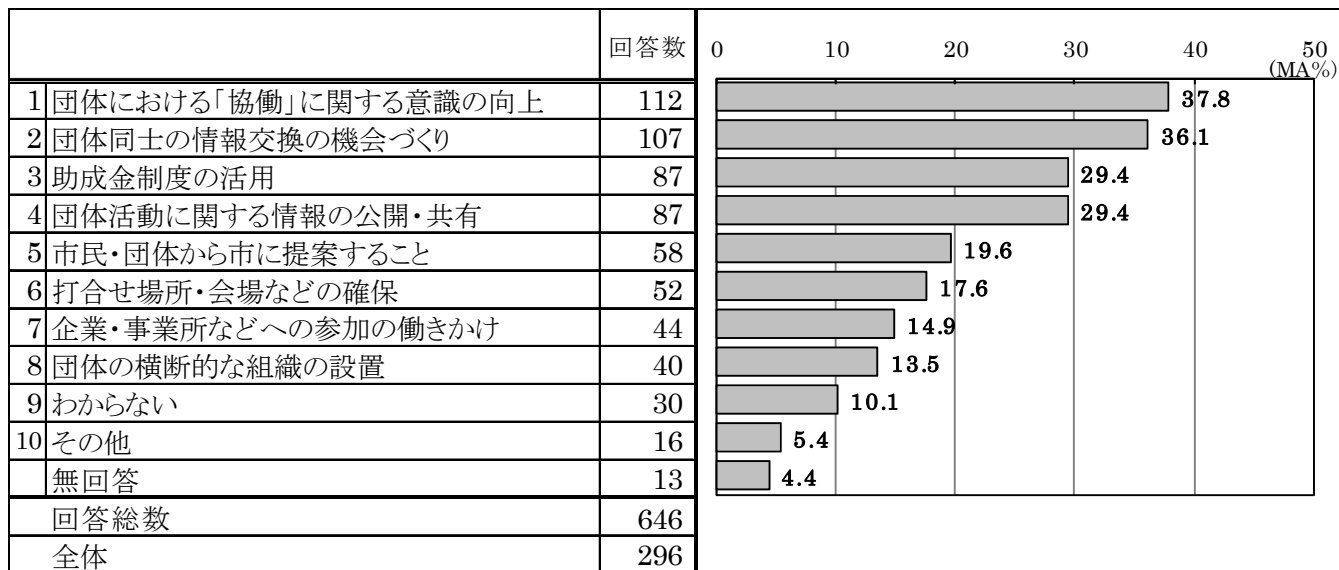
※その他の意見：市社協ボランティアセンター（2）、地区福祉委員会（2）、公民館地区運営委員会、中学校区校区連携推進協議会、親子教室 など

問 15-2 連携・協働して事業を実施したことがない理由



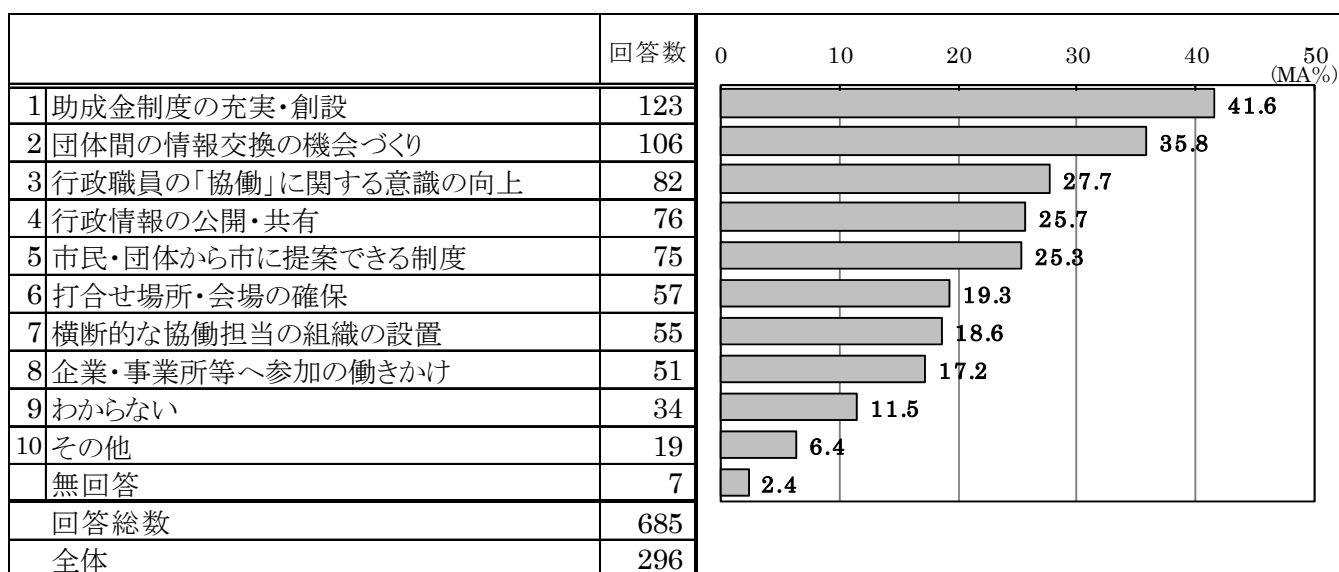
※その他の意見：機会や情報がなかった(4)、活動期間が短いのでわからない(2) など

問 16 貴団体は、今後、「協働」を推進していくためには、市民（団体）としてどのような取り組みが必要だと考えますか。【〇は3つまで】



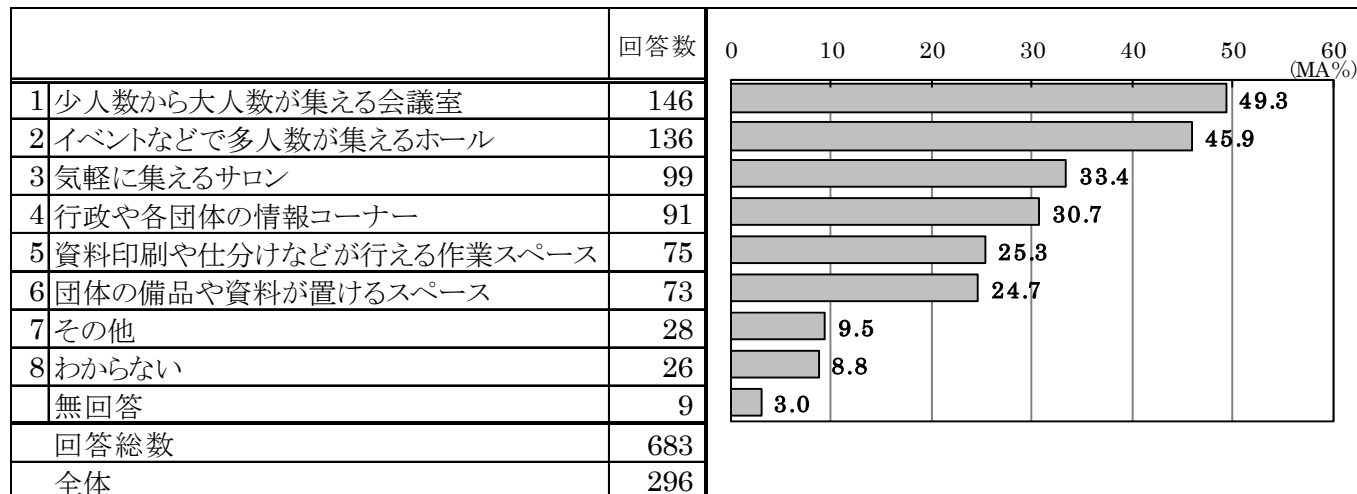
※その他の意見：行政の積極的な関与や指導(2)、協働についてのアピール（1） など

問 17 貴団体は、今後、行政が団体と「協働」を推進していくためには、行政としてどのような取り組みが必要だと考えますか。【〇は3つまで】



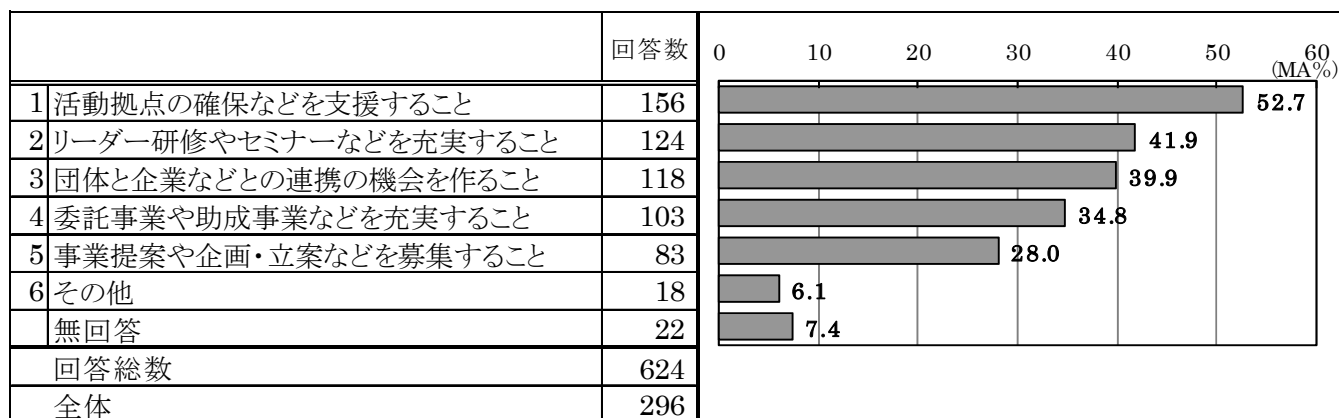
※その他の意見：場所の確保・資金の充実(3)、市職員のサポート・指導(3)、市からの提案など(2)、市民の意識の向上を（1） など

問 18 現在、本市では、新たなコミュニティ拠点施設について検討しています。貴団体としては、新たなコミュニティ拠点施設にどのような設備が必要だと考えますか。【〇は3つまで】



※その他の意見：必要ない・今の公民館の活用を(4)、身近な所に(4)、福祉と社会教育機能等の併設(3)など

問 19 貴団体は、地域活動や市民活動を活発にするために、行政はどのような支援が必要だと思われますか。【〇は3つまで】



※その他の意見：助成金等の充実(4)、広報・PRの充実(1) など



